

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	43
第 1 節	第 1 食品衛生法関係	43
第 2 節	第 2 食品製造業等取締条例関係	43
第 3 節	第 3 営業許可の有効期限	43
第 2 節	監視指導業務	43
第 1 節	第 1 監視指導	43
第 2 節	第 2 収去	64
第 3 節	第 3 G L P	65
第 3 節	食品衛生管理者	66
第 4 節	輸入食品対策	67
第 1 節	第 1 輸入食品対策実施結果	67
第 2 節	第 2 輸入農産物等の残留農薬検査結果	68
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の検査結果について	79
第 4 節	第 4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ	80
第 5 節	食品中の放射性物質対策	82
第 1 節	第 1 都内流通食品の放射性物質検査	82
第 6 節	牛乳衛生	84
第 1 節	第 1 乳処理場の衛生	84
第 2 節	第 2 健康安全研究センターハサップ指導担当	84
第 3 節	第 3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	85
第 7 節	農畜水産食品衛生	86
第 1 節	第 1 と畜場及び食肉衛生検査所	86
第 2 節	第 2 市場衛生検査所	86
第 3 節	第 3 ふぐ	86
第 4 節	第 4 食鳥検査	91
第 8 節	食品汚染対策	92
第 1 節	第 1 魚介類等の水銀汚染調査結果	92
第 2 節	第 2 食品等の P C B 汚染調査結果	96
第 3 節	第 3 魚介類のビストリブチルスズオキシド (T B T O) 等汚染調査結果	100
第 4 節	第 4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	103
第 5 節	第 5 流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	113
第 6 節	第 6 汚染米調査	118
第 9 節	食品表示法 (品質事項・保健事項) 及び健康増進法に基づく食品表示対策	119
第 1 節	第 1 食品表示法 (品質事項) 等に基づく表示の適正化	119
第 2 節	第 2 DNA 鑑定等による食品の科学的検証	120
第 3 節	第 3 遺伝子組換え食品の表示検証	121
第 4 節	第 4 健康増進法及び食品表示法 (保健事項) に基づく表示の適正化	123

第10節	食品衛生自主管理認証制度	124
第1	制度の概要	124
第2	令和2年度の主な取組	124
第11節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度	125
第1	制度の概要	125
第2	令和2年度の自主回収情報の公表	125
第12節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	126
第1	食の安全に関する相談	126
第2	衛生展、街頭相談等の開催	126
第3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	127
第4	食品衛生講習会	128
第5	食の安全都民フォーラム	129
第6	その他の都民向けセミナー	129
第7	インターネットによる情報提供	129
第13節	その他の事業	131
第1	シアン化合物含有豆類の取扱状況	131
第2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	132

第2章 食品衛生関係事業

第1節 許可事務（令和2年度）

第1 食品衛生法関係

1 許可を要するもの

食品衛生法（以下「法」という。）第51条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第52条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第35条により34業種が指定されている。

多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則（以下「委任規則」という。）により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区、八王子市及び町田市においては特別区長、八王子市長及び町田市長の権限となっている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内については知事の許可権限となっている。

2 報告するもの

食品衛生法施行細則第16条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が10業種指定されている。

第2 食品製造業等取締条例関係

1 許可を要するもの

本条例第5条により許可を必要とする業種として、弁当等人力販売業が、本条例第5条の3により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等8業種が指定されている。許可権限は多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特別区における東京都の事務処理の

特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により特別区、八王子市及び町田市が処理する事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では、知事に許可の権限がある。

2 届出を要するもの

同条例第3条により菓子、アイスクリーム類、魚介類（生きているものを除く。）及びその加工品、豆腐及びその加工品又はゆでめん類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第5条の5で卵選別包装業者、第5条の6で給食供給者の2業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩（八王子市及び町田市を除く。）・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区、八王子市及び町田市の区域においては特例条例により特別区長、八王子市長及び町田市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場（花き市場を除く。）内では知事に権限がある。

第3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5年、6年、7年及び8年の4種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の12月31日までである。

第2節 監視指導業務

第1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、取去検査等の業務に従事している。令和2年度の監視対象となった営業施設及び監視指導数は表2-2-1、表2-2-2のとおりである。

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その1）

	総計	（規第1） 定五食 す十品 る二衛 營条生 業に法	飲食店営業								
			小計	ホ旅 テ館 ル・	キバ ヤ パ レ ー ・	一 般 飲 食 店	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋	
元年度	全都	500,825	297,467	192,997	1,967	9,981	139,255	21	4,377	4,534	1,685
	都	98,227	47,125	27,019	605	687	18,296	-	632	668	318
	区	375,277	236,948	158,162	1,293	8,919	115,885	21	3,582	3,706	1,287
	市	27,321	13,394	7,816	69	375	5,074	-	163	160	80
2年度	全都	500,109	297,949	190,643	1,952	9,985	137,669	21	4,290	4,278	1,790
	都	97,951	46,920	26,732	588	706	18,066	-	610	633	338
	区	374,866	237,741	156,225	1,296	8,890	114,650	21	3,519	3,490	1,372
	市	27,292	13,288	7,686	68	389	4,953	-	161	155	80
区	千代田区	18,064	13,611	8,848	90	169	6,904	-	176	271	16
	中央区	22,842	16,197	11,047	135	1,665	7,546	1	447	219	39
	港区	30,595	22,815	15,652	107	793	12,399	3	414	247	80
	新宿区	27,392	19,175	14,251	134	1,723	11,044	-	224	163	80
	文京区	8,808	5,553	3,576	33	60	2,820	2	78	106	35
	台東区	16,305	11,020	7,930	254	487	5,480	5	174	200	42
	墨田区	13,140	6,924	4,642	54	421	3,099	5	89	137	60
	江東区	16,323	10,123	5,764	31	59	4,189	1	111	135	75
	品川区	16,594	9,258	5,835	53	331	3,947	1	151	154	57
	目黒区	9,095	6,166	4,145	9	122	3,123	-	100	78	48
	大田区	22,363	12,675	7,607	55	238	5,332	-	164	173	80
	世田谷区	24,568	13,763	8,551	7	44	6,520	-	162	206	138
	渋谷区	19,655	14,697	10,299	94	862	7,988	-	185	141	38
	中野区	9,864	5,712	3,843	4	203	2,960	1	122	84	33
	杉並区	14,954	8,607	5,747	13	70	4,479	-	113	127	57
	豊島区	14,879	10,070	6,866	104	639	4,992	-	134	154	49
	北区	11,453	6,137	3,974	19	231	2,913	-	72	89	40
	荒川区	7,560	3,694	2,301	15	33	1,627	1	60	77	36
	板橋区	12,877	7,747	4,632	3	97	3,330	1	96	139	73
	練馬区	13,126	7,711	4,585	4	151	3,144	-	99	151	98
足立区	16,349	9,763	5,940	32	37	4,008	-	124	172	82	
葛飾区	12,579	7,134	4,516	11	149	2,981	-	90	146	59	
江戸川区	15,481	9,189	5,674	35	306	3,825	-	134	121	57	
市	八王子市	15,336	8,142	4,745	44	195	3,186	-	104	87	49
	町田市	11,956	5,146	2,941	24	194	1,767	-	57	68	31
都	西多摩	12,564	6,568	3,936	92	145	2,480	-	86	91	47
	南多摩	8,166	4,468	2,381	12	32	1,555	-	47	56	43
	多摩立川	21,675	10,441	6,088	53	207	4,249	-	127	144	69
	多摩府中	30,467	14,496	8,550	27	225	6,063	-	209	224	98
	多摩小平	19,014	8,171	4,617	14	82	3,192	-	123	104	74
	大島	1,865	902	532	211	2	206	-	9	5	1
	三宅	466	192	112	45	-	45	-	-	1	1
	八丈	975	463	275	71	13	154	-	2	4	4
	小笠原	319	188	127	63	-	37	-	3	-	1
	市場	2,440	1,031	114	-	-	85	-	4	4	-

(令和3年3月末現在)

	飲食店営業										
	弁 当 屋	そ う 菜 店	ス エ コ ン ト ン ア ン ビ 等 ス ニ	移 動	臨 時	集 許 団 可 給 あ 食 る	自 動 車	自 動 販 売 機	天 ぷ ら 船	屋 形 船	
元 年 度	全都	6,567	7,861	126	105	3,327	6,849	3,381	2,762	22	177
	都	1,317	1,207	25	14	647	1,615	676	312	-	-
	区	4,923	6,270	97	87	2,325	4,768	2,449	2,351	22	177
	市	327	384	4	4	355	466	256	99	-	-
2 年 度	全都	6,645	7,878	114	100	2,953	6,754	3,794	2,223	22	175
	都	1,366	1,173	19	16	582	1,617	756	262	-	-
	区	4,954	6,304	91	79	2,056	4,666	2,752	1,888	22	175
	市	325	401	4	5	315	471	286	73	-	-
区	千代田区	194	396	-	1	42	265	72	252	-	-
	中央区	218	236	5	1	29	200	95	193	4	14
	港区	168	540	16	1	47	297	171	343	3	23
	新宿区	94	166	1	3	91	173	183	172	-	-
	文京区	138	65	6	3	2	144	22	62	-	-
	台東区	195	205	8	4	636	75	98	44	2	21
	墨田区	167	185	-	1	229	97	62	27	-	9
	江東区	256	197	5	7	38	296	228	95	2	39
	品川区	170	442	5	4	2	205	137	143	7	26
	目黒区	115	207	-	1	121	115	90	16	-	-
	大田区	403	338	8	4	275	317	138	72	2	8
	世田谷区	364	361	22	2	76	389	226	34	-	-
	渋谷区	187	183	1	16	56	168	224	156	-	-
	中野区	121	102	-	1	-	121	56	35	-	-
	杉並区	232	249	1	1	63	241	72	29	-	-
	豊島区	211	261	2	3	11	145	114	47	-	-
	北区	179	171	1	3	8	159	64	25	-	-
	荒川区	122	219	-	3	-	66	28	13	-	1
	板橋区	272	244	6	2	32	235	72	30	-	-
	練馬区	258	239	4	3	55	263	93	23	-	-
足立区	330	598	-	7	4	272	233	39	-	2	
葛飾区	244	466	-	2	89	167	100	12	-	-	
江戸川区	316	234	-	6	150	256	174	26	2	32	
市	八王子市	157	125	4	4	302	270	165	53	-	-
	町田市	168	276	-	1	13	201	121	20	-	-
都	西多摩	140	159	-	3	344	182	138	29	-	-
	南多摩	162	127	3	1	34	226	46	37	-	-
	多摩立川	332	252	3	3	41	327	225	56	-	-
	多摩府中	392	348	5	6	100	538	222	93	-	-
	多摩小平	283	234	4	1	51	304	110	41	-	-
	大島	33	33	-	2	8	14	8	-	-	-
	三宅	2	9	-	-	4	5	-	-	-	-
	八丈	11	7	-	-	-	7	2	-	-	-
	小笠原	9	2	-	-	-	7	5	-	-	-
	市場	2	2	4	-	-	7	-	6	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その2)

	喫茶店営業				菓子製造業							
	小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子の製造業の	移動	臨時	自動車	
元年度	全都	18,927	3,146	15,611	170	21,864	4,826	5,127	10,704	9	597	601
	都	3,094	465	2,581	48	4,310	969	943	2,110	1	145	142
	区	14,981	2,550	12,320	111	16,262	3,561	3,947	8,011	8	366	369
	市	852	131	710	11	1,292	296	237	583	-	86	90
2年度	全都	17,347	3,127	14,063	157	23,074	4,939	5,350	11,578	7	543	657
	都	2,914	460	2,415	39	4,445	977	958	2,225	1	126	158
	区	13,630	2,538	10,987	105	17,331	3,669	4,164	8,753	6	338	401
	市	803	129	661	13	1,298	293	228	600	-	79	98
区	千代田区	1,481	173	1,305	3	713	265	152	279	-	5	12
	中央区	1,223	351	867	5	947	251	362	312	-	6	16
	港区	1,912	187	1,718	7	1,298	305	279	689	-	2	23
	新宿区	834	151	675	8	1,012	133	226	592	-	40	21
	文京区	319	61	256	2	485	93	122	265	-	2	3
	台東区	467	148	312	7	877	100	232	389	1	143	12
	墨田区	263	67	196	-	530	73	129	312	-	10	6
	江東区	857	91	757	9	809	155	165	435	-	7	47
	品川区	739	61	676	2	592	151	118	316	-	-	7
	目黒区	310	115	185	10	522	172	131	198	-	8	13
	大田区	759	90	669	-	913	204	271	360	-	61	17
	世田谷区	544	167	366	11	1,553	294	339	874	1	9	36
	渋谷区	904	272	625	7	1,130	180	267	649	-	12	22
	中野区	224	45	176	3	408	105	88	210	-	-	5
	杉並区	270	81	189	-	785	162	153	461	-	1	8
	豊島区	427	121	297	9	713	171	176	342	1	2	21
	北区	281	48	228	5	446	98	113	214	1	1	19
	荒川区	147	30	117	-	268	58	62	148	-	-	-
	板橋区	384	53	330	1	601	135	148	311	-	1	6
練馬区	316	64	250	2	719	150	148	384	-	15	22	
足立区	400	61	334	5	776	149	190	394	2	-	41	
葛飾区	260	45	212	3	552	112	136	274	-	9	21	
江戸川区	309	56	247	6	682	153	157	345	-	4	23	
市	八王子市	527	73	449	5	781	175	144	328	-	79	55
	町田市	276	56	212	8	517	118	84	272	-	-	43
都	西多摩	359	49	304	6	616	100	144	293	-	49	30
	南多摩	371	55	312	4	436	109	97	205	-	16	9
	多摩立川	701	106	584	11	979	250	195	477	-	6	51
	多摩府中	914	170	731	13	1,428	291	283	779	1	32	42
	多摩小平	475	64	408	3	810	194	199	377	-	17	23
	大島	13	11	1	1	94	18	25	46	-	4	1
	三宅	2	2	-	-	20	2	2	14	-	2	-
	八丈	3	2	-	1	41	9	7	23	-	-	2
	小笠原	1	1	-	-	19	3	5	11	-	-	-
市場	75	-	75	-	2	1	1	-	-	-	-	

(令和3年3月末現在)

		あん類製造業	アイスクリーム製造業	乳処理業	さ特く取別処理業乳	乳製品製造業	集乳業	乳類販売業				
								小計	専業	売シヨーケースリス	自動販売機	自動車
元年度	全都	50	2,420	8	-	182	-	25,359	828	17,946	6,458	127
	都	10	429	6	-	44	-	4,857	199	3,451	1,179	28
	区	37	1,861	1	-	129	-	19,055	566	13,476	4,927	86
	市	3	130	1	-	9	-	1,447	63	1,019	352	13
2年度	全都	54	2,517	7	-	194	-	24,503	792	17,613	5,966	132
	都	11	444	6	-	44	-	4,689	181	3,383	1,090	35
	区	40	1,940	-	-	140	-	18,415	553	13,224	4,558	80
	市	3	133	1	-	10	-	1,399	58	1,006	318	17
区	千代田区	1	155	-	-	3	-	1,132	5	691	435	1
	中央区	1	155	-	-	17	-	820	6	548	265	1
	港区	2	137	-	-	12	-	1,361	7	833	519	2
	新宿区	2	123	-	-	13	-	1,105	25	770	304	6
	文京区	2	58	-	-	2	-	492	9	360	123	-
	台東区	3	130	-	-	1	-	566	9	426	131	-
	墨田区	1	65	-	-	5	-	503	16	386	100	1
	江東区	2	108	-	-	5	-	1,030	24	644	360	2
	品川区	1	36	-	-	2	-	803	27	538	230	8
	目黒区	-	36	-	-	3	-	455	19	342	94	-
	大田区	4	97	-	-	13	-	1,344	51	895	394	4
	世田谷区	1	105	-	-	13	-	1,166	59	929	173	5
	渋谷区	2	216	-	-	14	-	806	8	566	231	1
	中野区	1	36	-	-	-	-	455	20	359	76	-
	杉並区	1	60	-	-	2	-	655	20	540	94	1
	豊島区	1	90	-	-	7	-	756	18	542	195	1
	北区	3	36	-	-	9	-	533	19	390	122	2
	荒川区	-	16	-	-	1	-	345	18	263	64	-
	板橋区	3	48	-	-	3	-	819	39	630	146	4
	練馬区	1	56	-	-	1	-	792	26	649	107	10
足立区	3	62	-	-	3	-	950	59	710	169	12	
葛飾区	4	53	-	-	4	-	653	33	493	114	13	
江戸川区	1	62	-	-	7	-	874	36	720	112	6	
市	八王子市	3	73	-	-	7	-	831	25	576	219	11
	町田市	-	60	1	-	3	-	568	33	430	99	6
都	西多摩	2	51	1	-	11	-	602	31	434	129	8
	南多摩	1	47	-	-	2	-	548	18	376	150	4
	多摩立川	3	110	2	-	12	-	1,014	45	708	259	2
	多摩府中	3	168	1	-	10	-	1,439	41	1,048	345	5
	多摩小平	1	54	-	-	4	-	934	40	682	198	14
	大島	1	6	1	-	2	-	65	2	62	-	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	15	1	14	-	-
	八丈	-	4	1	-	2	-	29	-	28	-	1
	小笠原	-	3	-	-	-	-	7	-	7	-	-
	市場	-	1	-	-	1	-	36	3	24	9	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その3）

	食肉処理業	食肉販売業					製食肉造製業品	魚介類販売業				せ魚り介売業類	
		小計	一般	包装	自動販売機	自動車		小計	一般	包装	自動車		
元年度	全都	813	14,858	3,559	11,213	-	86	232	15,041	4,360	10,506	175	35
	都	127	2,768	715	2,031	-	22	51	3,335	1,436	1,859	40	34
	区	660	11,300	2,646	8,600	-	54	166	10,926	2,700	8,100	126	-
	市	26	790	198	582	-	10	15	780	224	547	9	1
2年度	全都	824	16,524	4,913	11,512	-	99	245	15,482	4,718	10,574	190	35
	都	129	2,951	850	2,072	-	29	45	3,363	1,444	1,871	48	34
	区	669	12,730	3,833	8,842	-	55	184	11,328	3,048	8,152	128	-
	市	26	843	230	598	-	15	16	791	226	551	14	1
区	千代田区	7	515	106	408	-	1	5	445	66	378	1	-
	中央区	14	700	307	392	-	1	18	680	322	354	4	-
	港区	21	930	358	570	-	2	8	706	164	542	-	-
	新宿区	38	783	244	535	-	4	4	660	159	496	5	-
	文京区	14	257	53	204	-	-	3	247	51	194	2	-
	台東区	29	431	155	276	-	-	9	373	116	254	3	-
	墨田区	20	393	130	260	-	3	4	362	103	250	9	-
	江東区	56	657	188	465	-	4	9	602	161	431	10	-
	品川区	50	537	148	378	-	11	8	470	98	360	12	-
	目黒区	10	296	74	222	-	-	7	251	54	197	-	-
	大田区	40	816	224	591	-	1	14	795	239	547	9	-
	世田谷区	22	828	270	556	-	2	19	737	205	525	7	-
	渋谷区	13	570	147	422	-	1	5	456	88	368	-	-
	中野区	20	322	120	201	-	1	7	304	108	193	3	-
	杉並区	14	495	143	350	-	2	7	445	124	317	4	-
	豊島区	25	544	155	388	-	1	16	464	114	349	1	-
	北区	25	367	116	249	-	2	3	329	88	235	6	-
	荒川区	31	259	82	177	-	-	4	220	67	151	2	-
	板橋区	37	566	147	415	-	4	9	511	114	388	9	-
練馬区	35	569	140	421	-	8	6	518	134	376	8	-	
足立区	81	721	209	508	-	4	9	645	168	455	22	-	
葛飾区	24	486	142	344	-	-	-	438	123	313	2	-	
江戸川区	43	688	175	510	-	3	10	670	182	479	9	-	
市	八王子市	16	494	128	356	-	10	8	476	139	326	11	1
	町田市	10	349	102	242	-	5	8	315	87	225	3	-
都	西多摩	14	401	119	274	-	8	11	362	107	245	10	-
	南多摩	4	310	89	217	-	4	6	284	78	201	5	-
	多摩立川	41	673	197	474	-	2	9	586	154	427	5	-
	多摩府中	20	890	231	654	-	5	11	819	215	591	13	-
	多摩小平	14	577	159	409	-	9	7	538	155	369	14	1
	大島	-	40	29	10	-	1	1	50	42	7	1	6
	三宅	-	13	10	3	-	-	-	16	13	3	-	-
	八丈	1	20	6	14	-	-	-	27	17	10	-	2
	小笠原	-	7	3	4	-	-	-	7	4	3	-	2
市場	35	20	7	13	-	-	-	674	659	15	-	23	

(令和3年3月末現在)

	製魚 品肉 製ね 造業り	食品の冷凍又は冷蔵業			照食 品の 射放 射業線	製清 涼造 飲料 業水	製乳 酸 造菌 飲料 業料	冰雪製造業				氷 雪 販 売 業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	氷 雪 製 造 業	製自 動角 造機水	自 動 販 売 機		
元 年 度	全都	131	491	324	167	-	85	8	133	30	17	86	158
	都	29	143	106	37	-	28	5	29	16	13	-	24
	区	93	325	205	120	-	47	3	104	14	4	86	126
	市	9	23	13	10	-	10	-	-	-	-	-	8
2 年 度	全都	127	637	474	163	-	83	6	127	26	15	86	144
	都	22	163	128	35	-	25	4	28	16	12	-	24
	区	94	448	330	118	-	48	2	99	10	3	86	115
	市	11	26	16	10	-	10	-	-	-	-	-	5
区	千代田区	3	24	24	-	-	1	-	-	-	-	-	3
	中央区	11	22	5	17	-	5	-	2	1	-	1	7
	港区	-	17	9	8	-	3	-	86	1	-	85	7
	新宿区	4	2	2	-	-	4	-	2	1	1	-	1
	文京区	1	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	台東区	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	11
	墨田区	4	2	1	1	-	2	-	1	1	-	-	3
	江東区	3	36	30	6	-	4	-	2	2	-	-	11
	品川区	5	6	5	1	-	3	-	-	-	-	-	9
	目黒区	2	4	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	大田区	3	104	33	71	-	3	-	1	1	-	-	10
	世田谷区	10	7	7	-	-	1	1	2	-	2	-	7
	渋谷区	5	63	63	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	中野区	1	4	4	-	-	2	1	-	-	-	-	1
	杉並区	3	2	1	1	-	2	-	-	-	-	-	1
	豊島区	5	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	北区	4	22	22	-	-	1	-	-	-	-	-	7
	荒川区	3	24	21	3	-	1	-	1	1	-	-	4
	板橋区	3	24	22	2	-	1	-	-	-	-	-	4
練馬区	3	21	20	1	-	2	-	-	-	-	-	-	
足立区	4	6	4	2	-	1	-	1	1	-	-	6	
葛飾区	10	13	12	1	-	5	-	-	-	-	-	4	
江戸川区	7	25	21	4	-	5	-	1	1	-	-	3	
市	八王子市	8	25	16	9	-	7	-	-	-	-	-	3
	町田市	3	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	2
都	西多摩	1	20	17	3	-	4	-	-	-	-	-	4
	南多摩	1	8	7	1	-	2	-	-	-	-	-	1
	多摩立川	3	30	25	5	-	3	3	-	-	-	-	2
	多摩府中	3	35	27	8	-	4	1	-	-	-	-	6
	多摩小平	2	16	13	3	-	3	-	-	-	-	-	3
	大島	8	12	7	5	-	2	-	12	4	8	-	3
	三宅	-	2	1	1	-	1	-	1	1	-	-	2
	八丈	1	7	4	3	-	4	-	5	1	4	-	1
	小笠原	2	3	2	1	-	2	-	2	2	-	-	-
市場	1	30	25	5	-	-	-	8	8	-	-	2	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その4)

		食用油脂製造業			製シマ ヨー ーガ 造ト リン ニ ン又 業グ は	み そ 製 造 業	し ょう 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	めん 類 製 造 業
		小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂								
元 年 度	全都	55	24	31	3	44	9	87	96	459	10	632
	都	17	3	14	-	21	5	23	34	115	5	152
	区	32	19	13	3	20	3	59	59	316	4	440
	市	6	2	4	-	3	1	5	3	28	1	40
2 年 度	全都	62	23	39	2	45	13	103	116	417	10	709
	都	21	3	18	-	21	7	25	36	96	5	156
	区	33	18	15	2	21	4	73	77	294	4	508
	市	8	2	6	-	3	2	5	3	27	1	45
区	千代田区	2	-	2	-	2	-	1	5	6	1	26
	中央区	-	-	-	-	1	-	1	4	10	-	34
	港区	-	-	-	-	1	1	8	4	8	-	25
	新宿区	3	2	1	-	-	-	3	4	10	-	20
	文京区	-	-	-	-	1	-	-	1	6	-	14
	台東区	1	1	-	-	2	-	1	7	12	-	26
	墨田区	12	11	1	-	-	-	5	5	8	1	21
	江東区	1	-	1	-	1	-	3	9	18	-	22
	品川区	1	-	1	-	1	-	2	5	10	-	31
	目黒区	-	-	-	-	-	-	1	2	8	-	9
	大田区	2	-	2	-	-	-	5	1	14	-	35
	世田谷区	1	-	1	-	2	1	12	6	21	1	28
	渋谷区	1	-	1	-	-	-	5	5	4	-	27
	中野区	1	-	1	-	2	-	-	2	12	-	8
	杉並区	-	-	-	-	1	1	3	6	15	-	16
	豊島区	-	-	-	-	-	1	3	3	16	-	25
	北区	1	-	1	-	-	-	2	2	21	1	21
	荒川区	2	2	-	-	-	-	3	-	10	-	12
板橋区	2	1	1	-	1	-	1	3	12	-	23	
練馬区	1	-	1	-	3	-	2	1	18	-	17	
足立区	-	-	-	-	-	-	5	2	22	-	28	
葛飾区	1	1	-	1	2	-	3	-	21	-	23	
江戸川区	1	-	1	1	1	-	4	-	12	-	17	
市	八王子市	6	2	4	-	-	1	4	3	13	1	35
	町田市	2	-	2	-	3	1	1	-	14	-	10
都	西多摩	8	2	6	-	11	3	7	10	17	1	26
	南多摩	1	-	1	-	2	-	2	1	11	-	11
	多摩立川	3	1	2	-	2	-	1	2	14	-	47
	多摩府中	3	-	3	-	2	-	11	8	24	2	36
	多摩小平	-	-	-	-	1	-	3	2	27	1	32
	大島	6	-	6	-	-	1	-	5	2	1	1
	三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	八丈	-	-	-	-	3	3	1	5	1	-	2
	小笠原 市場	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-

(令和3年3月末現在)

	製そ う 造 ざ 業い	食 び か 品 製 ん 詰 又 業 詰 は	添 加 物 製 造 業	縮(2) 営 業 例 に 規 定 す る 業 業 (総 数)	行商							
					販 弁 当 等 人 業 力	小 計	菓 子	そ 豆 腐 及 加 工 品 び	ゆ で め ん 類	ク ア リ ー ム 類 ス	そ 魚 の 介 類 工 及 品 び	
元 年 度	全 都	2,089	60	131	41,984	488	115	79	20	0	5	11
	都	368	17	26	8,401	61	20	16	1	0	2	1
	区	1,639	37	98	31,397	420	88	60	16	0	3	9
	市	82	6	7	2,186	7	7	3	3	0	-	1
2 年 度	全 都	3,713	59	127	42,475	533	134	100	15	1	6	12
	都	438	16	26	8,386	76	18	15	-	-	2	1
	区	3,156	37	94	31,896	453	88	62	13	-	4	9
	市	119	6	7	2,193	4	28	23	2	1	-	2
区	千代田区	226	-	6	1,959	-	-	-	-	-	-	-
	中央区	467	3	8	1,786	79	-	-	-	-	-	-
	港区	608	4	4	2,401	138	2	2	-	-	-	-
	新宿区	296	1	-	1,800	-	-	-	-	-	-	-
	文京区	55	-	2	870	5	1	-	1	-	-	-
	台東区	133	2	6	1,043	14	-	-	-	-	-	-
	墨田区	61	-	11	923	3	2	1	1	-	-	-
	江東区	104	4	6	1,735	21	3	-	1	-	2	-
	品川区	110	-	2	1,297	42	-	-	-	-	-	-
	目黒区	99	1	4	758	3	1	-	1	-	-	-
	大田区	87	2	6	2,041	8	-	-	-	-	-	-
	世田谷区	118	3	3	2,233	8	9	6	2	-	-	1
	渋谷区	164	2	3	1,411	65	-	-	-	-	-	-
	中野区	56	1	1	737	16	1	1	-	-	-	-
	杉並区	74	1	1	1,266	9	4	1	2	-	-	1
	豊島区	93	-	2	1,212	25	50	46	-	-	-	4
	北区	42	1	6	835	1	-	-	-	-	-	-
	荒川区	40	2	-	561	3	-	-	-	-	-	-
	板橋区	51	3	6	1,338	2	6	1	3	-	1	1
	練馬区	42	1	2	1,416	-	3	3	-	-	-	-
足立区	91	2	5	1,665	7	4	1	1	-	-	2	
葛飾区	56	2	3	1,107	2	2	-	1	-	1	-	
江戸川区	83	2	7	1,502	2	-	-	-	-	-	-	
市	八王子市	62	5	7	1,366	4	26	22	1	1	-	2
	町田市	57	1	-	827	-	2	1	1	-	-	-
都	西多摩	70	4	16	1,176	4	2	1	-	-	-	1
	南多摩	38	-	-	886	16	1	1	-	-	-	-
	多摩立川	108	3	2	1,570	37	11	11	-	-	-	-
	多摩府中	102	3	3	2,456	13	1	1	-	-	-	-
	多摩小平	44	4	1	1,558	2	3	1	-	-	2	-
	大島	35	-	3	162	3	-	-	-	-	-	-
	三宅	5	1	-	37	-	-	-	-	-	-	-
	八丈	24	-	1	105	-	-	-	-	-	-	-
	小笠原	3	1	-	31	1	-	-	-	-	-	-
	市場	9	-	-	405	-	-	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

行商(弁当等人力販売業を除く。)については、令和2年12月末現在の施設数

行商の小計については、行商(届出)の合算値(行商(許可)を含まない。)

行商(許可):弁当等人力販売業

行商(届出):菓子、豆腐及びその加工品、ゆでめん類、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その5）

		つけ物製造業	等製菓製造業	製粉末造食品	等そう菜半製品	製調味造料業等	魚介類加工業	食料品等販売業						液卵製造業	卵選別包装業
								小計	一般	包装	（包一時販売）装	自動販売機	自動車		
元年度	全都	452	118	207	247	661	369	29,714	19,007	6,958	965	2,342	442	11	145
	都	144	55	78	41	137	113	5,649	3,469	1,681	109	296	94	3	82
	区	276	59	114	194	482	250	22,585	14,658	4,842	831	1,929	325	8	57
	市	32	4	15	12	42	6	1,480	880	435	25	117	23	-	6
2年度	全都	495	118	209	270	854	359	29,696	18,857	7,093	987	2,291	468	10	140
	都	142	56	82	45	173	99	5,548	3,366	1,665	113	296	108	3	80
	区	321	57	113	216	636	254	22,681	14,624	4,995	847	1,884	331	7	54
	市	32	5	14	9	45	6	1,467	867	433	27	111	29	-	6
区	千代田区	7	-	2	4	19	3	1,793	1,139	259	149	237	9	-	6
	中央区	12	2	4	8	24	88	1,393	952	202	101	118	20	-	2
	港区	19	1	2	6	47	8	1,927	1,186	295	150	283	13	-	2
	新宿区	25	1	1	9	26	6	1,509	986	225	90	179	29	2	3
	文京区	6	1	2	8	18	8	614	398	146	18	49	3	-	-
	台東区	14	2	4	8	38	6	781	242	484	4	36	15	1	5
	墨田区	10	2	6	8	27	10	665	466	141	32	18	8	-	-
	江東区	16	4	3	8	27	26	1,225	753	208	67	166	31	-	3
	品川区	10	5	2	14	31	5	919	585	167	41	104	22	-	3
	目黒区	4	-	6	3	21	1	529	318	156	15	30	10	1	-
	大田区	16	5	3	12	18	6	1,517	998	259	37	204	19	-	-
	世田谷区	26	3	5	12	93	4	1,364	1,038	225	10	78	13	1	4
	渋谷区	4	1	6	7	51	4	1,110	787	132	43	140	8	-	1
	中野区	5	1	3	17	13	2	473	327	115	6	22	3	-	1
	杉並区	1	4	4	11	8	3	776	584	127	18	39	8	-	1
	豊島区	13	2	3	18	29	11	854	597	189	7	58	3	-	3
	北区	3	2	9	8	29	8	542	401	112	7	15	7	-	1
	荒川区	18	1	2	5	12	1	340	207	118	2	11	2	-	-
	板橋区	14	3	8	5	12	4	824	515	276	8	19	6	-	3
	練馬区	27	2	6	4	11	7	829	562	223	11	11	22	-	9
足立区	35	2	14	11	33	12	1,084	605	394	9	38	38	2	3	
葛飾区	19	10	10	12	28	6	693	336	308	14	13	22	-	2	
江戸川区	17	3	8	18	21	25	920	642	234	8	16	20	-	2	
市	八王子市	22	5	12	6	34	3	901	494	277	18	95	17	-	3
	町田市	10	-	2	3	11	3	566	373	156	9	16	12	-	3
都	西多摩	48	11	24	17	31	9	729	469	194	2	35	29	1	33
	南多摩	14	5	3	5	16	2	582	339	165	22	47	9	-	6
	多摩立川	24	7	13	5	27	7	1,114	689	304	37	69	15	1	5
	多摩府中	24	15	16	9	63	8	1,636	1,026	458	33	99	20	1	9
	多摩小平	18	9	9	6	17	11	952	544	325	16	36	31	-	2
	大島	6	3	3	1	7	15	89	54	29	3	1	2	-	13
	三宅	-	-	3	-	1	5	18	15	3	-	-	-	-	4
	八丈	5	2	10	1	8	6	49	34	14	-	-	1	-	5
	小笠原	2	4	1	1	3	4	10	6	3	-	-	1	-	-
	市場	1	-	-	-	-	32	369	190	170	-	9	-	-	3

(令和3年3月末現在)

		集団給食					ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
		小計	幼学 稚校 園・ 園	診病 療院 所・ 所	事工 業場 所・ 所	そ の 他	取ふ 扱 所ぐ	施製ふ 品ぐ 取加 設扱工
元年度	全都	9,457	1,795	400	274	6,988	3,202	7,184
	都	2,018	306	97	47	1,568	345	1,052
	区	6,864	1,364	267	218	5,015	2,795	5,912
	市	575	125	36	9	405	62	220
2年度	全都	9,657	1,794	401	254	7,208	3,035	7,041
	都	2,064	307	96	39	1,622	332	1,012
	区	7,016	1,362	270	206	5,178	2,644	5,802
	市	577	125	35	9	408	59	227
区	千代田区	125	13	10	28	74	166	451
	中央区	174	21	4	26	123	395	752
	港区	249	37	17	44	151	458	703
	新宿区	218	54	9	10	145	293	473
	文京区	207	42	8	1	156	79	154
	台東区	170	27	3	6	134	182	264
	墨田区	190	38	8	3	141	63	171
	江東区	399	79	9	14	297	81	264
	品川区	266	58	7	14	187	70	177
	目黒区	189	34	6	3	146	51	132
	大田区	456	92	13	7	344	76	194
	世田谷区	704	94	20	3	587	102	260
	渋谷区	162	30	8	9	115	150	327
	中野区	205	40	4	1	160	46	82
	杉並区	445	71	4	5	365	52	167
	豊島区	204	33	7	7	157	60	245
	北区	232	56	12	3	161	34	97
	荒川区	179	36	9	3	131	38	76
	板橋区	457	85	32	5	335	43	129
	練馬区	518	105	17	2	394	40	139
足立区	458	116	31	8	303	58	190	
葛飾区	323	84	12	-	227	43	186	
江戸川区	486	117	20	4	345	64	169	
市	八王子市	350	91	23	3	233	40	137
	町田市	227	34	12	6	175	19	90
都	西多摩	267	30	20	3	214	23	92
	南多摩	236	35	13	6	182	19	59
	多摩立川	319	43	12	15	249	50	186
	多摩府中	661	92	24	10	535	70	252
	多摩小平	529	95	25	3	406	34	127
	大島	22	7	-	-	15	3	7
	三宅	6	4	-	1	1	-	2
	八丈	19	1	1	1	16	1	2
	小笠原	5	-	1	-	4	-	1
	市場	-	-	-	-	-	132	284

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-1 食品衛生関係施設数 (その6)

		に行(4) 〜規細食 総定則品 す第衛 計る十生 〜営六法 業条施	許可を要しない食品製造業				
			小 計	・製 精 粉 ・ 麦 精 業 米	製つ 造け 業物	その他の 食品製造業	
						一 般 食 品	乳 肉 食 品
元 年 度	全都	150,988	5,638	3,000	1,161	1,381	96
	都	41,304	1,131	446	440	237	8
	区	98,225	4,251	2,395	681	1,087	88
	市	11,459	256	159	40	57	0
2 年 度	全都	149,609	5,476	2,913	1,142	1,326	95
	都	41,301	1,136	446	440	242	8
	区	96,783	4,084	2,308	662	1,027	87
	市	11,525	256	159	40	57	-
区	千代田区	1,877	50	15	3	32	-
	中央区	3,712	101	45	4	34	18
	港区	4,218	91	48	6	37	-
	新宿区	5,651	121	93	1	27	-
	文京区	2,152	134	92	14	28	-
	台東区	3,796	137	95	18	24	-
	墨田区	5,059	120	94	5	10	11
	江東区	4,120	108	64	9	30	5
	品川区	5,792	66	26	16	23	1
	目黒区	1,988	307	116	125	55	11
	大田区	7,377	465	287	25	121	32
	世田谷区	8,210	119	39	27	53	-
	渋谷区	3,070	295	69	2	223	1
	中野区	3,287	163	151	9	2	1
	杉並区	4,862	310	149	111	49	1
	豊島区	3,292	142	100	10	29	3
	北区	4,350	388	206	154	28	-
	荒川区	3,191	160	94	44	22	-
	板橋区	3,620	47	7	16	24	-
	練馬区	3,820	112	58	33	21	-
足立区	4,673	247	195	4	48	-	
葛飾区	4,109	89	48	9	32	-	
江戸川区	4,557	312	217	17	75	3	
市	八王子市	5,651	175	111	30	34	-
	町田市	5,874	81	48	10	23	-
都	西多摩	4,705	320	54	181	83	2
	南多摩	2,734	70	62	3	5	-
	多摩立川	9,428	63	22	3	34	4
	多摩府中	13,193	384	190	134	58	2
	多摩小平	9,124	260	103	109	48	-
	大島	791	19	11	3	5	-
	三宅	235	3	1	-	2	-
	八丈	404	17	3	7	7	-
	小笠原	99	-	-	-	-	-
	市場	588	-	-	-	-	-

(令和3年3月末現在)

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販売類加工食品	乳製品販売業	アイスクリーム類販売業	野菜果物販売業	菓子(パン)販売業	主食販売業	酒類・調味料	その他食品
元年度	全都	128,796	13,488	16,937	20,380	12,303	27,498	6,610	14,000	17,580
	都	34,488	4,068	4,966	5,681	3,225	5,953	1,478	4,284	4,833
	区	84,747	8,087	10,668	13,229	7,747	19,665	4,862	8,745	11,744
	市	9,561	1,333	1,303	1,470	1,331	1,880	270	971	1,003
2年度	全都	127,607	13,470	16,790	20,150	12,239	27,201	6,617	13,797	17,343
	都	34,481	4,068	4,966	5,681	3,214	5,959	1,478	4,285	4,830
	区	83,517	8,063	10,515	12,993	7,688	19,356	4,863	8,535	11,504
	市	9,609	1,339	1,309	1,476	1,337	1,886	276	977	1,009
区	千代田区	1,750	145	435	191	121	624	61	103	70
	中央区	3,101	171	221	294	298	709	65	307	1,036
	港区	3,607	425	424	432	446	476	427	480	497
	新宿区	5,323	291	611	601	382	1,311	214	701	1,212
	文京区	1,893	168	139	313	221	507	121	199	225
	台東区	3,351	263	301	636	238	1,108	136	292	377
	墨田区	4,837	533	572	1,268	317	1,125	193	489	340
	江東区	3,636	400	326	559	306	875	225	244	701
	品川区	4,382	607	772	702	277	597	281	579	567
	目黒区	1,551	104	165	132	318	386	126	155	165
	大田区	5,841	745	705	631	569	984	591	780	836
	世田谷区	7,452	553	807	894	686	1,727	384	932	1,469
	渋谷区	2,697	290	606	343	100	1,101	121	129	7
	中野区	2,922	292	312	342	382	697	161	237	499
	杉並区	4,103	388	653	713	465	751	189	255	689
	豊島区	2,819	313	475	287	402	740	148	233	221
	北区	3,483	396	470	557	302	643	222	381	512
	荒川区	2,601	251	301	408	253	509	175	306	398
	板橋区	3,194	161	232	702	249	840	235	315	460
練馬区	3,539	460	539	596	273	809	118	213	531	
足立区	3,873	214	346	885	330	1,250	243	392	213	
葛飾区	3,612	411	669	726	319	598	239	408	242	
江戸川区	3,950	482	434	781	434	989	188	405	237	
市	八王子市	4,565	676	703	850	588	1,019	167	384	178
	町田市	5,044	663	606	626	749	867	109	593	831
都	西多摩	3,934	241	583	631	278	1,003	165	294	739
	南多摩	2,385	212	288	406	205	452	122	337	363
	多摩立川	7,570	909	1,122	1,003	661	1,318	260	1,153	1,144
	多摩府中	11,177	1,389	1,576	2,180	815	1,811	352	1,436	1,618
	多摩小平	7,536	1,178	1,248	1,289	568	1,145	488	873	747
	大島	727	86	105	105	95	106	34	93	103
	三宅	184	22	22	22	22	26	22	22	26
	八丈	339	18	15	37	65	64	30	66	44
	小笠原	83	13	7	8	8	16	5	11	15
	市場	546	-	-	-	497	18	-	-	31

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表2-2-1 食品衛生関係施設数（その7）

		食器具容器包装おもちゃ					添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業
		小計	包装器具製造容器	包装器具販売容器	製おもちゃ業	販おもちゃ業			
元年度	全都	8,390	145	5,293	196	2,756	19	7,981	164
	都	2,410	4	1,609	6	791	5	3,112	158
	区	5,066	141	3,188	181	1,556	14	4,146	1
	市	914	-	496	9	409	-	723	5
2年度	全都	8,379	132	5,289	196	2,762	17	7,966	164
	都	2,410	4	1,609	6	791	4	3,112	158
	区	5,043	128	3,178	181	1,556	13	4,125	1
	市	926	-	502	9	415	-	729	5
区	千代田区	50	-	26	1	23	1	26	-
	中央区	368	35	288	-	45	8	134	-
	港区	104	-	67	1	36	-	416	-
	新宿区	192	-	123	3	66	-	15	-
	文京区	106	2	67	3	34	-	19	-
	台東区	224	16	118	44	46	-	84	-
	墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-
	江東区	163	1	89	1	72	-	213	-
	品川区	638	3	583	-	52	-	706	-
	目黒区	61	5	38	1	17	-	69	-
	大田区	908	3	552	6	347	-	163	-
	世田谷区	444	-	282	-	162	-	195	-
	渋谷区	73	-	49	-	24	3	2	-
	中野区	103	7	36	-	60	-	99	-
	杉並区	143	8	95	-	40	-	306	-
	豊島区	79	-	52	-	27	-	252	-
	北区	152	8	101	-	43	-	327	-
	荒川区	257	2	169	15	71	-	173	-
	板橋区	243	6	179	27	31	-	136	-
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	217	9	52	9	147	-	191	-	
江戸川区	187	3	54	30	100	1	107	-	
市	八王子市	438	-	213	-	225	-	473	-
	町田市	488	-	289	9	190	-	256	5
都	西多摩	183	-	106	-	77	-	179	89
	南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2
	多摩立川	539	-	437	-	102	-	1,215	41
	多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5
	多摩小平	541	-	343	-	198	-	770	17
	大島	29	2	18	-	9	2	13	1
	三宅	26	-	16	-	10	-	22	-
	八丈	36	-	20	1	15	2	7	3
	小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-
	市場	42	-	42	-	-	-	-	-

(令和3年3月末現在)

	に行(5) (再規細食 定則品衛 す第生 掲る十)營七法 業条施	生食用食肉取扱施設				
		飲食店 営業	食肉 処理 業	食肉 販 売 業	給 食 施 設	
元 年 度	全都	272	269	2	1	-
	都	5	5	-	-	-
	区	266	263	2	1	-
	市	1	1	-	-	-
2 年 度	全都	297	294	2	1	-
	都	7	7	-	-	-
	区	289	286	2	1	-
	市	1	1	-	-	-
区	千代田区	16	16	-	-	-
	中央区	61	61	-	-	-
	港区	64	63	-	1	-
	新宿区	26	26	-	-	-
	文京区	6	6	-	-	-
	台東区	13	13	-	-	-
	墨田区	2	2	-	-	-
	江東区	5	5	-	-	-
	品川区	7	7	-	-	-
	目黒区	10	10	-	-	-
	大田区	4	4	-	-	-
	世田谷区	13	13	-	-	-
	渋谷区	37	37	-	-	-
	中野区	4	4	-	-	-
	杉並区	1	1	-	-	-
	豊島区	8	7	1	-	-
	北区	2	2	-	-	-
	荒川区	1	1	-	-	-
	板橋区	1	1	-	-	-
練馬区	6	5	1	-	-	
足立区	-	-	-	-	-	
葛飾区	1	1	-	-	-	
江戸川区	1	1	-	-	-	
市	八王子市	1	1	-	-	-
	町田市	-	-	-	-	-
都	西多摩	-	-	-	-	-
	南多摩	1	1	-	-	-
	多摩立川	2	2	-	-	-
	多摩府中	3	3	-	-	-
	多摩小平	1	1	-	-	-
	大島	-	-	-	-	-
	三宅	-	-	-	-	-
	八丈	-	-	-	-	-
	小笠原	-	-	-	-	-
	市場	-	-	-	-	-

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

		総計	（規定する営業に法 第五十二条） （総計）	食品衛生法 飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム 製造業	乳処 理業	さ と く 取 別 取 理 業 乳	乳製品製造業
元年度	全都	599,587	338,601	143,333	8,777	19,156	155	2,576	64	-	275
	都	345,179	176,563	36,939	3,790	5,407	57	650	54	-	196
	区	245,577	156,844	103,449	4,762	13,196	95	1,851	5	-	71
	市	8,831	5,194	2,945	225	553	3	75	5	-	8
2年度	全都	499,384	288,806	109,855	7,260	14,051	130	1,722	67	-	243
	都	312,020	156,206	25,846	3,347	3,181	20	379	52	-	138
	区	178,907	127,398	81,000	3,684	10,381	106	1,279	8	-	95
	市	8,457	5,202	3,009	229	489	4	64	7	-	10
区	千代田区	5,703	4,866	3,377	341	244	-	74	-	-	1
	中央区	7,076	5,278	3,063	113	344	-	47	-	-	2
	港区	10,223	9,295	6,333	373	629	-	88	-	-	3
	新宿区	13,094	11,037	7,011	280	745	4	108	-	-	13
	文京区	5,003	3,839	2,530	124	399	2	25	-	-	2
	台東区	11,106	8,438	6,270	230	583	2	113	-	-	-
	墨田区	3,756	2,904	1,904	68	235	1	20	-	-	4
	江東区	6,580	5,006	2,966	223	439	2	75	-	-	4
	品川区	4,789	2,855	1,938	124	199	1	8	-	-	-
	目黒区	6,275	4,051	3,235	68	267	-	12	-	-	-
	大田区	9,347	7,163	4,803	203	523	2	78	-	-	9
	世田谷区	6,725	4,621	2,774	126	453	2	37	-	-	5
	渋谷区	7,362	6,542	4,492	367	535	2	113	-	-	8
	中野区	4,761	2,826	1,569	77	276	1	22	-	-	-
	杉並区	9,508	5,480	3,390	152	474	-	47	-	-	-
	豊島区	11,394	7,777	5,300	192	571	2	141	-	-	4
	北区	10,619	6,803	4,185	93	580	9	40	-	-	9
	荒川区	3,486	1,943	1,090	32	183	1	7	-	-	-
板橋区	10,267	5,442	3,137	119	633	27	48	-	-	9	
練馬区	7,717	4,258	2,101	73	383	1	60	-	-	3	
足立区	6,664	4,488	2,695	83	350	10	15	-	-	1	
葛飾区	11,039	7,643	3,499	142	1,062	37	75	8	-	13	
江戸川区	6,413	4,843	3,338	81	274	-	26	-	-	5	
市	八王子市	3,000	2,358	1,358	119	216	4	27	-	-	2
	町田市	5,457	2,844	1,651	110	273	-	37	7	-	8
都	西多摩	5,039	2,234	1,235	71	253	5	25	-	-	5
	南多摩	8,413	2,595	1,391	136	311	-	38	-	-	1
	多摩立川	9,598	5,726	3,221	223	640	2	53	3	-	6
	多摩府中	19,084	8,439	4,883	336	897	3	142	-	-	7
	多摩小平	11,672	3,474	1,939	118	318	1	33	-	-	-
	大島	1,994	1,445	899	12	118	2	19	14	-	14
	三宅	829	439	249	4	46	-	-	-	-	-
	八丈	671	516	333	1	38	-	20	16	-	15
	小笠原	328	227	149	3	20	-	8	-	-	-
	市場	163,933	100,711	7,312	682	53	-	28	-	-	25
	センター 芝浦食肉	82,443 8,016	22,471 7,929	4,138 97	1,487 274	487 -	7 -	13 -	19 -	- -	- -

(令和3年3月末現在)

		集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	魚介類せり売業	製魚肉ねり製品	冷食品の冷蔵又は冷凍業	照射食品の放射線業
元年度	全都	-	17,143	8,274	19,638	384	106,348	4,734	247	1,267	-
	都	-	6,806	7,601	9,722	160	96,190	4,733	131	976	-
	区	-	9,885	665	9,534	211	9,795	1	106	275	-
	市	-	452	8	382	13	363	-	10	16	-
2年度	全都	-	13,380	8,109	17,188	288	103,506	4,931	244	1,300	-
	都	-	5,090	7,536	7,975	77	94,673	4,931	103	896	-
	区	-	7,882	562	8,833	200	8,502	-	126	382	-
	市	-	408	11	380	11	331	-	15	22	-
区	千代田区	-	255	4	208	1	138	-	1	24	-
	中央区	-	124	8	358	5	758	-	5	15	-
	港区	-	324	6	513	2	350	-	-	2	-
	新宿区	-	675	37	835	30	801	-	12	10	-
	文京区	-	236	4	216	4	209	-	-	9	-
	台東区	-	396	25	302	10	276	-	-	1	-
	墨田区	-	194	7	201	-	201	-	3	3	-
	江東区	-	318	65	383	11	268	-	8	39	-
	品川区	-	155	13	183	4	118	-	3	3	-
	目黒区	-	109	2	127	2	131	-	1	1	-
	大田区	-	486	40	423	14	407	-	3	37	-
	世田谷区	-	347	31	390	9	281	-	2	1	-
	渋谷区	-	288	4	292	5	185	-	-	74	-
	中野区	-	262	16	229	9	266	-	-	7	-
	杉並区	-	408	15	439	11	411	-	6	-	-
	豊島区	-	271	25	444	10	646	-	3	2	-
	北区	-	558	17	547	4	556	-	9	36	-
	荒川区	-	154	16	186	5	167	-	6	25	-
板橋区	-	400	21	420	27	372	-	6	15	-	
練馬区	-	467	43	478	16	433	-	5	37	-	
足立区	-	356	110	411	7	337	-	1	3	-	
葛飾区	-	830	10	895	-	882	-	48	15	-	
江戸川区	-	269	43	353	14	309	-	4	23	-	
市	八王子市	-	176	5	170	5	153	-	12	21	-
	町田市	-	232	6	210	6	178	-	3	1	-
都	西多摩	-	209	6	179	12	148	-	-	3	-
	南多摩	-	258	2	192	2	198	-	-	3	-
	多摩立川	-	450	49	481	4	423	-	13	18	-
	多摩府中	-	699	17	667	8	608	-	12	27	-
	多摩小平	-	354	9	318	14	284	2	3	17	-
	大島	-	97	-	66	2	83	4	21	10	-
	三宅	-	34	-	35	-	42	-	-	3	-
	八丈	-	14	-	15	-	14	-	1	8	-
	小笠原	-	12	-	13	-	10	1	1	2	-
	市場	-	604	-	666	-	85,644	4,700	44	643	-
	センター	-	2,287	67	5,243	35	7,219	224	8	162	-
芝浦食肉	-	72	7,386	100	-	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製清涼造飲料業水	製乳酸造菌飲料業料	氷雪製造業	氷雪販売業	製食用造油業脂	製シマヨールガ造トリン又業グは	みそ製造業	しょう油製造業	ソース類製造業	酒類製造業
元年度	全都	177	27	223	646	76	9	40	14	99	89
	都	109	23	215	612	50	4	29	12	50	57
	区	57	4	8	33	23	5	10	1	46	32
	市	11	-	-	1	3	-	1	1	3	-
2年度	全都	106	21	282	559	70	4	20	17	87	96
	都	46	15	188	508	26	1	8	13	24	27
	区	56	6	94	46	40	3	9	2	61	68
	市	4	-	-	5	4	-	3	2	2	1
区	千代田区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
	中央区	2	-	-	8	-	-	-	-	-	5
	港区	1	-	74	2	-	-	1	1	3	1
	新宿区	14	-	17	8	21	1	-	-	11	12
	文京区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2
	台東区	1	-	-	5	2	-	-	-	-	7
	墨田区	2	-	1	-	2	-	-	-	-	3
	江東区	3	-	-	2	-	-	2	-	3	11
	品川区	1	-	-	-	1	-	1	-	2	2
	目黒区	2	-	-	1	-	-	-	-	1	3
	大田区	1	-	-	1	1	-	-	-	1	1
	世田谷区	1	1	-	4	-	-	-	-	10	1
	渋谷区	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1
	中野区	1	-	-	-	-	-	2	-	-	1
	杉並区	-	-	-	-	-	-	-	1	2	5
	豊島区	-	-	-	1	-	-	-	-	1	1
	北区	-	-	-	2	-	-	-	-	4	2
	荒川区	1	-	1	2	1	-	-	-	4	-
板橋区	-	-	-	2	6	-	1	-	6	1	
練馬区	5	-	-	-	2	-	-	-	1	5	
足立区	1	-	1	4	-	-	-	-	-	1	
葛飾区	19	5	-	1	3	2	1	-	5	-	
江戸川区	1	-	-	2	-	-	1	-	6	-	
市	八王子市	2	-	-	3	2	-	-	-	2	1
	町田市	2	-	-	2	2	-	3	2	-	-
都	西多摩	-	-	-	1	4	-	2	5	9	2
	南多摩	1	-	-	-	1	-	2	-	-	2
	多摩立川	2	2	-	-	7	-	1	-	-	5
	多摩府中	-	-	-	2	3	-	-	-	-	2
	多摩小平	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	大島	1	-	21	1	1	-	-	1	-	5
	三宅	1	-	1	6	-	-	-	-	-	1
	八丈	4	-	3	-	-	-	2	5	-	5
	小笠原	1	-	1	-	-	-	-	-	-	4
	市場	-	-	159	17	-	-	-	-	-	-
	センター	36	13	3	480	10	1	1	2	15	1
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(令和3年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食べ物製造業 （詰又詰は）	添加物製造業	（食品製造業に規定する総営業数）	弁当等人力販売業	行商	つけ物製造業	製菓材料業等
元年度	全都	1,099	19	745	2,815	50	102	66,730	1,187	111	580	205
	都	410	16	274	1,221	32	37	41,185	43	7	334	165
	区	650	3	457	1,535	17	62	24,800	1,144	102	240	39
	市	39	0	14	59	1	3	745	0	2	6	1
2年度	全都	720	11	577	3,851	53	58	52,792	816	31	481	116
	都	202	9	108	757	19	11	34,938	154	2	207	95
	区	471	2	439	2,983	33	45	17,215	659	24	265	18
	市	47	-	30	111	1	2	639	3	5	9	3
区	千代田区	3	-	12	178	-	2	505	1	-	6	-
	中央区	16	-	11	393	1	-	1,307	428	-	8	-
	港区	-	-	16	571	1	1	789	126	4	11	-
	新宿区	40	-	38	303	11	-	1,326	-	-	26	1
	文京区	4	-	16	53	-	3	494	4	3	5	1
	台東区	12	-	24	174	1	4	673	14	3	6	-
	墨田区	3	2	9	37	-	4	398	1	1	19	1
	江東区	34	-	13	130	7	-	726	8	2	4	-
	品川区	2	-	14	83	-	-	430	13	-	12	-
	目黒区	3	-	3	82	-	1	289	1	-	3	-
	大田区	20	-	15	93	-	2	897	7	1	15	2
	世田谷区	7	-	41	96	1	1	446	3	1	11	-
	渋谷区	8	-	26	137	2	1	536	18	-	4	-
	中野区	27	-	8	53	-	-	355	4	-	2	1
	杉並区	35	-	12	72	-	-	900	2	3	1	2
	豊島区	27	-	33	103	-	-	1,244	21	-	3	-
	北区	30	-	38	79	1	4	1,092	-	-	3	-
	荒川区	10	-	10	40	2	-	361	2	1	12	-
板橋区	80	-	32	60	5	15	1,252	1	-	34	1	
練馬区	48	-	32	63	-	2	762	-	1	34	-	
足立区	12	-	15	74	-	1	701	5	-	20	-	
葛飾区	35	-	16	37	1	2	1,166	-	2	9	9	
江戸川区	15	-	5	72	-	2	566	-	2	17	-	
市	八王子市	19	-	23	36	-	2	302	3	4	3	3
	町田市	28	-	7	75	1	-	337	-	1	6	-
都	西多摩	14	1	16	28	1	-	426	-	-	21	5
	南多摩	10	-	7	40	-	-	645	13	-	8	1
	多摩立川	19	-	19	84	-	1	957	122	-	9	1
	多摩府中	16	-	36	74	-	-	1,142	15	-	17	6
	多摩小平	19	1	12	31	-	-	630	1	2	6	4
	大島	3	2	-	48	-	1	222	1	-	3	1
	三宅	-	-	2	13	2	-	80	-	-	-	-
	八丈	-	-	-	19	-	3	83	-	-	-	1
	小笠原	-	-	-	2	-	-	39	2	-	1	3
	市場	-	-	-	134	-	-	19,988	-	-	58	-
	センター	121	5	16	284	16	6	10,639	-	-	84	73
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	87	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

表2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		粉末食品製造業	製そう菜半製品等	調味料等製造業	魚介類加工業	食料品等販売業	液卵製造業	卵選別包装業	集団給食	ふぐの取扱規制条例に規定する営業	
										取ふ扱所ぐ	施製ふ品ぐ取加工設扱工
元年度	全都	171	239	651	1,593	52,216	20	236	9,521	7,220	10,520
	都	110	99	320	1,401	35,563	16	227	2,900	4,395	7,146
	区	53	139	304	191	16,042	4	9	6,533	2,754	3,272
	市	8	1	27	1	611	-	-	88	71	102
2年度	全都	137	231	662	1,474	43,735	15	245	4,849	6,821	9,006
	都	82	77	230	1,318	31,589	2	229	953	4,465	6,467
	区	46	150	412	149	11,629	13	16	3,834	2,302	2,424
	市	9	4	20	7	517	-	-	62	54	115
区	千代田区	-	3	7	-	473	1	1	13	118	196
	中央区	1	3	3	48	602	-	4	210	98	76
	港区	-	2	20	-	616	-	-	10	70	33
	新宿区	1	6	23	9	1,041	2	3	214	332	163
	文京区	1	6	21	5	323	-	-	125	119	159
	台東区	2	5	22	-	439	-	1	181	160	56
	墨田区	1	2	27	3	288	-	-	55	80	61
	江東区	-	6	14	31	483	-	-	178	178	191
	品川区	1	1	28	3	222	-	-	150	81	103
	目黒区	2	-	5	-	201	-	-	77	84	156
	大田区	1	5	9	2	647	-	-	208	141	184
	世田谷区	1	6	55	1	346	10	6	6	122	48
	渋谷区	3	5	32	2	428	-	-	44	124	141
	中野区	2	24	9	-	294	-	-	19	38	61
	杉並区	-	15	9	-	518	-	-	350	65	75
	豊島区	-	6	14	5	1,022	-	-	173	79	171
	北区	8	7	22	6	667	-	-	379	47	78
	荒川区	1	5	12	-	198	-	-	130	26	52
	板橋区	7	6	18	7	562	-	-	616	90	235
練馬区	3	5	11	8	467	-	-	233	81	69	
足立区	3	9	21	4	419	-	-	220	61	26	
葛飾区	4	8	21	7	1,030	-	1	75	49	39	
江戸川区	4	15	9	8	343	-	-	168	59	51	
市	八王子市	4	2	15	3	249	-	-	16	42	34
	町田市	5	2	5	4	268	-	-	46	12	81
都	西多摩	7	12	15	1	271	-	3	91	31	41
	南多摩	2	-	11	3	321	-	-	286	32	71
	多摩立川	11	12	26	4	586	-	-	186	114	232
	多摩府中	6	6	51	7	862	-	2	170	182	386
	多摩小平	1	1	8	4	439	-	-	164	55	124
	大島	8	4	5	27	138	-	16	19	3	14
	三宅	5	-	6	9	48	-	3	9	-	7
	八丈	17	3	11	5	25	-	-	21	3	3
	小笠原	2	-	2	3	19	-	-	7	-	2
	市場	-	-	-	896	18,829	-	205	-	4,045	3,641
	センター	23	39	95	359	9,964	2	-	-	-	1,946
芝浦食肉	-	-	-	-	87	-	-	-	-	-	

(令和3年3月末現在)

		（定細食 則品衛 す第十六 る衛生 る十六 営業法 業規施 行）	食許 品可 を要 しな い	食許 品可 を要 しな い	製装食 造器具 販おも 売ち容 業や包	添 加 物 製 造 業	添 加 物 販 売 業	乳 さ く 取 業	（規細食 定則品衛 再す第十七 掲る衛生 業業法 業規施 行）
元 年 度	全都	176,516	4,033	157,541	9,957	6	4,977	2	253
	都	115,890	577	105,099	6,740	5	3,467	2	5
	区	57,907	3,451	49,923	3,042	1	1,490	-	248
	市	2,719	5	2,519	175	-	20	-	-
2 年 度	全都	141,959	1,342	128,448	7,532	8	4,627	2	181
	都	109,944	500	99,690	5,935	7	3,811	1	5
	区	29,568	841	26,518	1,415	1	792	1	176
	市	2,447	1	2,240	182	-	24	-	-
区	千代田区	18	1	17	-	-	-	-	2
	中央区	317	1	316	-	-	-	-	16
	港区	36	-	36	-	-	-	-	6
	新宿区	236	7	223	4	-	2	-	28
	文京区	392	5	354	33	-	-	-	5
	台東区	1,779	47	1,636	69	-	27	-	8
	墨田区	313	15	290	8	-	-	-	6
	江東区	479	3	452	-	-	24	-	3
	品川区	1,320	151	953	119	1	96	-	2
	目黒区	1,695	2	1,690	-	-	3	-	13
	大田区	962	2	915	34	-	11	-	7
	世田谷区	1,488	3	1,368	64	-	53	-	16
	渋谷区	19	13	6	-	-	-	-	37
	中野区	1,481	-	1,481	-	-	-	-	1
	杉並区	2,988	8	2,504	317	-	159	-	-
	豊島区	2,123	88	2,021	-	-	14	-	8
	北区	2,599	334	1,951	140	-	174	-	3
	荒川区	1,104	21	869	161	-	53	-	1
	板橋区	3,248	32	2,962	157	-	97	-	2
練馬区	2,547	2	2,512	5	-	27	1	8	
足立区	1,388	87	1,245	45	-	11	-	-	
葛飾区	2,142	10	1,834	259	-	39	-	3	
江戸川区	894	9	883	-	-	2	-	1	
市	八王子市	264	-	192	48	-	24	-	-
	町田市	2,183	1	2,048	134	-	-	-	-
都	西多摩	2,307	84	2,040	94	-	89	-	-
	南多摩	5,070	96	4,683	154	-	137	-	-
	多摩立川	2,569	29	2,211	98	-	231	-	3
	多摩府中	8,935	207	8,517	201	-	10	-	-
	多摩小平	7,389	29	7,152	117	-	91	-	-
	大島	310	14	278	11	5	2	-	-
	三宅	303	-	303	-	-	-	-	-
	八丈	66	5	58	1	1	-	1	-
	小笠原	60	-	48	12	-	-	-	-
	市場	35,548	-	34,514	1,034	-	-	-	-
	センター	47,387	36	39,886	4,213	1	3,251	-	2
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、様々な食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。令和2年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合 計			細菌検査			化学検査		
			合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品	合 計	国産品	輸入品
魚介類等	魚介類		2,794	2,284	510	1,349	1,108	241	1,445	1,176	269
	魚介類加工品		1,031	1,008	23	440	426	14	591	582	9
冷凍食品	無加熱摂取		398	119	279	78	38	40	320	81	239
	凍結前加熱済・加熱後摂取		183	183	0	73	73	0	110	110	0
	凍結前未加熱・加熱後摂取		952	289	663	201	136	65	751	153	598
	生食用冷凍鮮魚介類		206	0	206	50	0	50	156	0	156
肉・卵類及びその加工品			11,269	6,804	4,465	3,023	2,095	928	8,246	4,709	3,537
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		696	696	0	37	37	0	659	659	0
	乳製品		884	711	173	187	108	79	697	603	94
	乳類加工品		120	120	0	42	42	0	78	78	0
	アイスクリーム類・氷菓		150	150	0	133	133	0	17	17	0
農産物等	穀類及びその加工品		1,994	1,331	663	294	254	40	1,700	1,077	623
	野菜類・果物及びその加工品		11,099	4,105	6,994	1,454	1,039	415	9,645	3,066	6,579
菓 子 類			3,869	3,422	447	1,738	1,643	95	2,131	1,779	352
飲料・氷雪・水	清涼飲料水		1,253	1,163	90	212	194	18	1,041	969	72
	酒精飲料		80	9	71	5	2	3	75	7	68
	氷雪		4	4	0	4	4	0	0	0	0
	水		301	301	0	299	299	0	2	2	0
その他の食品	缶詰・びん詰		1,126	413	713	186	31	155	940	382	558
	調味料		1,593	1,287	306	559	483	76	1,034	804	230
	そうざい類及びその半製品		3,892	3,875	17	2,982	2,978	4	910	897	13
	上記以外の食品		2,657	2,160	497	1,233	1,157	76	1,424	1,003	421
添加物	別表第1の添加物及びその製剤		8	7	1	2	2	0	6	5	1
	その他添加物		13	13	0	7	7	0	6	6	0
器具等	器具及び容器包装		512	47	465	0	0	0	512	47	465
	おもちゃ		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			47,084	30,501	16,583	14,588	12,289	2,299	32,496	18,212	14,284

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が取去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施に当たっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等のほか、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

検査施設で実施している精度管理について、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

2 検査の精度管理の実施結果(令和2年度)

(1) 内部点検

ア 実施期間 令和2年6月から令和3年2月まで
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 34ヵ所

エ 実施結果

検査結果通知書の誤記等、改善措置を要請した施設はなかった。

(2) 内部精度管理

ア 実施期間 令和2年4月から令和3年3月まで
イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び各業務管理施設

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、19施

設を対象に精度管理を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 令和2年6月から令和3年2月まで

イ 実施者 (一財)食品薬品安全センター

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ34施設を対象に技能評価を受けたところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

3 その他

令和2年10月に健康安全研究センターにおいて、関係職員に対するGLP講習会を開催した。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。食品衛生管理者は、食品衛生法に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表2-3）

表2-3 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬学・ 獣医学 ・ 歯医学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
令和2年度計		3	33	4	3	31	13	46	39	100	272
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	1	-	-	-	-	3	1	-	5
食肉製品		2	6	4	-	25	10	14	23	56	140
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	3	-	-	-	-	3	1	-	7
マーガリン又は ショートニング		-	1	-	-	-	-	1	1	-	3
添 加 物		1	22	-	3	6	3	25	11	44	115

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

令和2年度の我が国の食料自給率はカロリーベースで約4割であり、平成10年以降横ばいで推移している。食品の輸入届出件数は約235万件であり、輸入食品無くして我が国の食生活は成り立たないものとなっている。

一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、東京都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

令和2年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果

区 分	実 施 結 果
検 査 の 実 施	(1) 輸入農産物等の残留農薬検査 406検体 (2) 輸入食品の放射能検査 90検体
輸 入 業 者 等 へ の 立 入 指 導	輸入食品監視班による立入指導軒数 109軒 収去検体数 1,307検体
検 査 法 の 開 発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定外添加物 (2物質) パラオキシ安息香酸メチル、アゾルビン ○ 農薬 (3物質) クロチアニジン、トリシクラゾール、イマザリル ○ 動物用医薬品 (1物質) フルコナゾール
普 及 ・ 啓 発	<p>輸入業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためオンライン形式で開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開催日 令和3年1月25日、2月2日、2月5日 ○ 受講者数 計558名 ○ 講習内容 <ol style="list-style-type: none"> 1 「食品表示法をめぐる最近の動向について」 東京都福祉保健局 健康安全部 食品監視課 木村 智香子 2 「検疫所における輸入食品等監視指導業務について」 厚生労働省 東京検疫所 食品監視課 輸入食品監督官 三輪 俊樹

第2 輸入農産物等の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物等に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から、市場に入荷、あるいは都内に流通する輸入農産物等の残留農薬検査を実施してきたが、令和2年度の検査結果は以下のとおりである。

なお、本集計は、各事業所において輸入食品対策事業として実施した結果を集計したものである。

1 実施期間

令和2年4月から令和3年3月まで

2 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査対象品目（表2-4-2）

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等について406検体94品目について検査した。

生産国の地域別では、アジアが163検体(40.1%)と最も多く、以下、北米86検体(21.2%)、中南米53検体

(13.1%)、大洋州47検体(11.6%)、欧州35検体(8.6%)、アフリカ14検体(3.4%)、中東8検体(2.0%)であった。

生産国の上位5か国は、アメリカ(79検体)、中国(65検体)、フィリピン(38検体)、メキシコ(26検体)、韓国(25検体)であった。

4 検査対象農薬（表2-4-3）

食品衛生法で定められた残留基準、生産国における使用状況及び残留基準等を勘案し、177種類の農薬から、生産国及び農作物の種類に応じて選択した。

5 検査結果

145検体(39品目)から43種類の農薬を検出した(表2-4-4、表2-4-5)。

そのうち、「クロチアニジン0.10ppmを検出したショウガ」等5検体(5品目)から基準を超える農薬を検出した。

表2-4-2 検体数及び品目数

分類	検体数	品目数	内訳（カッコ内は検体数）
野菜	生鮮	138	26 アスパラガス(10)、エシャロット(4)、オクラ(6)、カボチャ(10)、ゴボウ(3)、シイタケ(3)、ショウガ(6)、セルリアック(1)、セロリ(1)、タケノコ(1)、タマネギ(1)、チコリ(5)、トマト(2)、トレビス(7)、ニンジン(6)、ニンニクの芽(4)、ネギ(3)、パプリカ(40)、フェンネル(1)、ブロッコリー(2)、ベビーコーン(11)、マツタケ(2)、リーキ(6)、紅芯大根(1)、未成熟インゲン(1)、未成熟エンドウ(1)
	冷凍	32	15 アスパラガス(2)、オクラ(2)、カボチャ(1)、カリフラワー(3)、ゴボウ(1)、サトイモ(2)、ソラマメ(2)、トウモロコシ(1)、ブロッコリー(5)、ハウレンソウ(2)、枝豆(1)、小松菜(1)、菜の花(2)、未成熟インゲン(5)、未成熟エンドウ(2)
	計	170	41
果実	生鮮	139	19 アボカド(1)、イチゴ(2)、オレンジ(13)、キウイフルーツ(4)、グレープフルーツ(24)、スウィーティー(1)、チェリー(1)、ドラゴンフルーツ(2)、パイナップル(25)、バナナ(16)、パパイヤ(4)、ブドウ(14)、ブルーベリー(6)、マンゴー(7)、メロゴールド(1)、メロン(1)、ラズベリー(3)、リンゴ(4)、レモン(9)
	冷凍	32	14 イチゴ(4)、キウイフルーツ(2)、グレープフルーツ(1)、チェリー(1)、パイナップル(3)、ブドウ(1)、ブルーベリー(8)、マンゴー(5)、ミカン(2)、メロン(1)、ライチ(1)、ライム(1)、ラズベリー(1)、レモン(1)
	乾燥	10	5 アンズ(1)、イチジク(3)、デーツ(2)、ブドウ(1)、プルーン(3)
	計	181	38
穀類及びその加工品	9	6 アマランサス(1)、アワ(1)、キヌア(4)、キビ(1)、ソバの実(1)、穀類加工品(1)	
豆類及びその加工品	25	6 インゲン豆(3)、ササゲ豆(1)、ヒヨコ豆(8)、レンズ豆(6)、豆類加工品(4)、緑豆(3)	
その他	21	3 チアシード(1)、果実加工品(10)、野菜加工品(10)	
合計	406	94	

表 2-4-3 検査対象農薬

分類	用途	農薬
カーバメート系農薬 (14 種類)	殺虫剤 (12 種類)	アミノカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、オキサミル、カルバリル、クロルプロファム、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ
	殺菌剤 (1 種類)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1 種類)	クロルプロファム
含窒素系農薬 (62 種類)	殺菌剤 (31 種類)	アゾキシストロビン、イマザリル、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、シプロコナゾール、チアベンダゾール、チフルザミド、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリチコナゾール、ピテルタノール、ピラクロストロビン、ピリフェノックス、ピリメタニル、フェナリモル、フェンブコナゾール、フルジオキシニル、フルシラゾール、フルトラニル、フルトリアホル、プロビコナゾール、ヘキサコナゾール、ペナラキシル、ペンコナゾール、ボスカリド、マイクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (19 種類)	アラクロール、エスプロカルブ、エタルフルラリン、カフェンストロール、シアナジン、シマジン、シメトリン、チオベンカルブ、テニルクロール、トリフルラリン、ピリブチカルブ、ピリミノバックメチル、ブタクロール、プレチラクロール、プロメトリン、ペンデイメタリン、メトラクロール、メフェナセツト、レナシル
	殺虫剤 (10 種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、クロチアニジン、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、ピリプロキシフェン、ブプロフェジン
	植物成長調整剤 (1 種類)	バクプロトラゾール
	共力剤 (1 種類)	ビペロニルブトキシド
ピレスロイド系農薬 (12 種類)	殺虫剤 (12 種類)	アクリナトリン、シハロトリン、シフルトリン、シペルメトリン、テフルトリン、ハルフェンブロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロパトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ペルメトリン
有機リン系農薬 (36 種類)	殺虫剤 (31 種類)	E P N、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エトプロホス、オメトエート、キナルホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、トリアゾホス、バラチオン、バラチオンメチル、ピラクロホス、ピリミホスメチル、フェントロチオン、フェンシルホチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホレート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、メビンホス
	除草剤 (3 種類)	アニロホス、ビペロホス、ブタミホス
	殺菌剤 (2 種類)	エディフェンホス、トルクロホスメチル
有機塩素系農薬 (2 種類)	殺菌剤 (1 種類)	プロシミドン
	殺虫剤 (1 種類)	クロロベンジレート
その他の農薬 (50 種類)	除草剤 (18 種類)	クミルロン、クロメブロップ、シハロホップブチル、ジフルフェニカン、ジメテナミド、ターバシル、ダイムロン、テブチウロン、テルブトリン、ピコリナフェン、ピフェノックス、ピラフルフェンエチル、ブタフェナシル、フルリドン、プロパキザホップ、プロバジン、ペンフレセート、モノリニユロン
	殺菌剤 (15 種類)	イプロバリカルブ、エボキシコナゾール、オルトフェニルフェノール、カルプロバミド、ジクロシメット、シフルフェナミド、シプロジニル、シメコナゾール、ジメトモルフ、トリシクラゾール、ピロキロン、フェノキサニル、フェンアミドン、フラメトビル、フルキンコナゾール
	殺虫剤 (14 種類)	インドキサカルブ、エチプロール、エトキサゾール、エトフェンブロックス、クロラントラニリブロール、クロルフェナビル、クロルフルアズロン、ジクロフェンチオン、シラフルオフエン、テブフェノジド、ノバルロン、フィプロニル、フルフェノクスロン、ルフェヌロン
	薬害軽減剤 (2 種類)	クロキントセツトメキシル、メフェンビルジエチル
	植物成長調整剤 (1 種類)	ウニコナゾールP
その他 (1 種類)	その他 (1 種類)	臭素

表 2-4-4 検出農薬別検査（その1）

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類		
含窒素系	カーバメート系	カルバリル	ヒヨコ豆	1	0.13	4	その他の豆類	
			ブドウ	1	0.01	1.0	ぶどう	
	アセタミプリド		オクラ	1	0.02	1	おくら	
			チェリー	1	0.07	5	おうとう	
			パプリカ	4	0.02~0.12	1	ピーマン	
			ブドウ	1	0.15	5	ぶどう	
			ブルーベリー	1	0.03	2	ブルーベリー	
			未成熟インゲン	1	0.01	3	未成熟いんげん	
			イチゴ	1	0.02	10	いちご	
	アゾキシストロビン		オクラ	1	0.02	3	おくら	
			パパイヤ	1	0.12	2	パパイヤ	
			パプリカ	8	0.02~0.16	3	ピーマン	
			ブドウ	3	0.02~0.03	10	ぶどう	
			ブルーベリー	4	0.01~0.36	5	ブルーベリー	
			ほうれんそう	1	0.03	30	ほうれんそう	
			マンゴー	1	0.01	1	マンゴー	
			ラズベリー	1	0.02	5	ラズベリー	
			レモン	2	0.26~0.89	10	レモン	
			枝豆	1	0.02	5	えだまめ	
			果実加工品	2	0.06~0.13	—	—	
	イマザリル		オレンジ	2	0.02~0.03	0.7	オレンジ	
			カボチャ	4	0.01~0.05	1	かぼちゃ	
			グレープフルーツ	3	0.01~0.03	0.7	グレープフルーツ	
			トレビス	4	0.01~0.07	5	その他のきく科野菜	
			パパイヤ	1	0.01	0.7	パパイヤ	
			パプリカ	3	0.01~0.04	3	ピーマン	
			ブドウ	2	0.01	3	ぶどう	
			ブルーベリー	1	0.01	4	ブルーベリー	
			マンゴー	1	0.04	1	マンゴー	
			メロン	1	0.02	0.2	メロン類果実	
			レモン	1	0.01	0.7	レモン	
	イミダクロプリド		枝豆	1	0.03	3	えだまめ	
			パプリカ	1	0.06	2	ピーマン	
		クレンソキシムメチル		ショウガ	1	0.10	0.02	しょうが
				ニンジン	1	0.01	0.2	にんじん
				ネギ	2	0.01~0.16	1	ねぎ
				パプリカ	2	0.02	3	ピーマン
				ほうれんそう	2	0.01	40	ほうれんそう
			パプリカ	5	0.03~0.32	3	ピーマン	
		ジノテフラン		パプリカ	5	0.03~0.32	3	ピーマン
				ブロッコリー	2	0.01	2	ブロッコリー
		ジフェノコナゾール		ライム	1	0.02	0.6	ライム
			パプリカ	1	0.03	5	ピーマン	
	チアクロプリド	パプリカ	1	0.03	5	ピーマン		
	チアベンダゾール	果実加工品	1	0.03	—	—		
	チアメトキサム		トレビス	1	0.01	3	その他きく科野菜	
			ネギ	3	0.07~0.17	2	ねぎ	
		パプリカ	1	0.03	1	ピーマン		
		緑豆	1	0.06	0.05	小豆類		
テトラコナゾール		パプリカ	1	0.03	0.3	ピーマン		
		ブドウ	1	0.02	0.2	ぶどう		
テブコナゾール		チェリー	2	0.02~0.26	7	おうとう		
		ブドウ	4	0.02~0.20	10	ぶどう		
トリアジメノール	パイナップル	2	0.07~0.15	3	パイナップル			
トリアジメホン	パイナップル	1	0.16	3	パイナップル			
ピペロニルブトキシド	パプリカ	1	0.13	2	ピーマン			
ピラクロストロビン		イチゴ	1	0.02	2	いちご		
		オレンジ	2	0.02~0.06	2	オレンジ		
		グレープフルーツ	11	0.01~0.08	2	グレープフルーツ		
		ニンニクの芽	2	0.01~0.02	29	その他のゆり科野菜		
		パプリカ	4	0.02~0.12	1	ピーマン		
		ブドウ	6	0.01~0.06	2	ぶどう		
	ブルーベリー	4	0.01~0.03	4	ブルーベリー			

*令和3年3月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その2)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
含窒素系	ピラクロストロビン	マンゴー	1	0.05	0.05	マンゴー
		ラズベリー	2	0.02~0.10	3	ラズベリー
	ピリダベン	パプリカ	2	0.09~0.27	3	ピーマン
	ピリプロキシフェン	グレープフルーツ	4	0.02	2	グレープフルーツ
		バナナ	1	0.02	0.01	バナナ
	ピリメタニル	レモン	1	0.06	2	レモン
		ブドウ	4	0.02~0.26	10	ぶどう
		ブルーベリー	6	0.02~0.58	5	ブルーベリー
	フルジオキサソニル	ラズベリー	1	0.03	10	ラズベリー
		イチゴ	2	0.08	5	いちご
		パイナップル	1	0.12	20	パイナップル
		パパイヤ	1	0.05	5	パパイヤ
		ブドウ	1	0.02	5	ぶどう
	プロピコナゾール	レモン	3	0.08~1.30	10	レモン
	ヘキサコナゾール	レモン	1	0.26	8	レモン
	ボスカリド	ライム	1	0.07	0.01	ライム
		イチゴ	1	0.01	15	いちご
		インゲン豆	1	0.01	3	小豆類
		カボチャ	1	0.02	3	かぼちゃ
		トレビス	3	0.01	40	その他のさく科野菜
		パプリカ	5	0.01~0.28	10	ピーマン
		ブドウ	9	0.02~0.16	10	ぶどう
		ブルーベリー	8	0.01~0.41	10	ブルーベリー
		ブロッコリー	1	0.01	5	ブロッコリー
		ラズベリー	3	0.03~0.34	10	ラズベリー
		ミクロブタニル	カボチャ	1	0.03	1
	メタラキシル及びメフェノキサム	チェリー	1	0.02	2	おうとう
		ブドウ	4	0.01~0.02	1	ぶどう
	ピレスロイ	ライム	1	0.12	0.7	ライム
		小松菜	1	0.03	1	こまつな
		イチゴ	1	0.05	1	いちご
		カボチャ	1	0.01	0.4	かぼちゃ
ビフェントリン	バナナ	2	0.01	0.1	バナナ	
フェンプロパトリン	グレープフルーツ	1	0.05	5	グレープフルーツ	
ペルメトリン	セロリ	1	0.02	2	セロリ	
	メロン	1	0.01	0.5	メロン類果実	
有機リン系	キナルホス	ライム	1	0.03	0.8	ライム
	クロルピリホス	オレンジ	2	0.01~0.05	1	オレンジ
		キヌア	3	0.02~0.04	0.75	その他の穀類
		グレープフルーツ	2	0.02	1	グレープフルーツ
		ゴボウ	1	0.01	0.01	ごぼう
		バナナ	4	0.01~0.07	3	バナナ
		ブドウ	1	0.06	1.0	ぶどう
		ライム	1	0.11	1	ライム
		レモン	2	0.02~0.03	1	レモン
	緑豆	1	0.01	0.3	小豆類	
	ジメトエート	オクラ	2	0.01~0.02	1	おくら
	ダイアジノン	パイナップル	1	0.01	0.1	パイナップル
	プロフェノホス	ライム	1	0.13	0.01	ライム
	マラチオン	グレープフルーツ	1	0.02	7	グレープフルーツ
		ブルーベリー	6	0.01~0.15	10	ブルーベリー
穀類加工品		1	0.04	-	-	
その他の農薬	オルトフェニルフェノール	キヌア	1	0.02	0.01	その他の穀類
	クロラントラニプロール	グレープフルーツ	2	0.81~1.00	10	グレープフルーツ
	クロルフェナピル	未成熟インゲン	1	0.02	2	未成熟いんげん
	シプロジニル	パプリカ	3	0.02~0.10	1	ピーマン
	ノバルロン	イチゴ	1	0.16	5	いちご
		イチゴ	1	0.05	2	いちご

*令和3年3月時点

表 2-4-4 検出農薬別検査 (その3)

分類	農薬	農産物	検出 検体数	検出範囲 (ppm)	残留基準* (ppm)	食品分類
その他	臭素	イチゴ	1	2	30	いちご
		イチジク	2	3~9	250	いちじく (乾燥させたもの)
		オレンジ	1	1	30	オレンジ
		キヌア	2	1~2	50	その他の穀類
		グレープフルーツ	2	1	30	グレープフルーツ
		チェリー	1	7	20	おうとう
		デーツ	1	1	100	なつめやし (乾燥させたもの)
		バナナ	3	1~4	20	バナナ
		ラズベリー	2	10	20	ラズベリー
		リンゴ	2	2	20	りんご
		豆類加工品	2	1	-	-

*令和3年3月時点

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その1)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	アズキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	オクラ	フィリピン	ジメトエート	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	イミダクロプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	カボチャ	メキシコ	ミクロブタニル	0.03	市場衛生検査所
野菜 生鮮	ゴボウ	中国	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ショウガ	中国	クロチアニジン	0.10	健康安全研究センター
野菜 生鮮	セロリ	メキシコ	ペルメトリン	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	イミダクロプリド	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	チアメトキサム	0.01	市場衛生検査所
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	トレビス	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンジン	中国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ニンニクの芽	中国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	クロチアニジン	0.16	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ネギ	中国	チアメトキサム	0.17	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	アセタミプリド	0.12	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アセタミプリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	アズキシストロビン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	アズキシストロビン	0.16	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.07	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.14	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.06	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	アズキシストロビン	0.07	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クレソキシムメチル	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロチアニジン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロルフェナビル	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロルフェナビル	0.08	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	クロルフェナビル	0.10	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.16	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.19	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ジノテフラン	0.32	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアクロプリド	0.03	健康安全研究センター

第2章 食品衛生関係事業

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その2)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	チアメトキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	テトラコナゾール	0.03	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	オランダ	ピペロニルブトキシド	0.13	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.12	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.09	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ピリダベン	0.27	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.11	健康安全研究センター
野菜 生鮮	パプリカ	韓国	ボスカリド	0.28	健康安全研究センター
野菜 生鮮	ブロッコリー	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
野菜 生鮮	未成熟インゲン	オマーン	クロラントラニプロール	0.02	市場衛生検査所
野菜 冷凍	ブロッコリー	ポルトガル	ジフェノコナゾール	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ブロッコリー	中国	ジフェノコナゾール	0.01	市場衛生検査所
野菜 冷凍	ハウレンソウ	台湾	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	台湾	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	ハウレンソウ	中国	クロチアニジン	0.01	健康安全研究センター
野菜 冷凍	枝豆	台湾	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
野菜 冷凍	枝豆	台湾	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	小松菜	中国	メタラキシル及びメフェノキサム	0.03	健康安全研究センター
野菜 冷凍	未成熟インゲン	タイ	アセタミプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	シプロジニル	0.16	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ノバルロン	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピフェントリン	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	フルジオキサニル	0.08	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	フルジオキサニル	0.08	市場衛生検査所
果実 生鮮	イチゴ	アメリカ	ボスカリド	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	イミダクロプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	クロルピリホス	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	オレンジ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	オレンジ	オーストラリア	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	オーストラリア	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	イミダクロプリド	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	1.00	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	オルトフェニルフェノール	0.81	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.04	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ピラクロストロビン	0.08	市場衛生検査所

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その 3)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ビリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ビリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ビリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	ビリプロキシフェン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	フェンプロパトリン	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	グレープフルーツ	メキシコ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	アメリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	グレープフルーツ	南アフリカ	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	テブコナゾール	0.26	健康安全研究センター
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	マイクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	チェリー	アメリカ	臭素	7	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	ダイアジノン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	アメリカ	トリアジメノール	0.07	市場衛生検査所
果実 生鮮	パイナップル	フィリピン	トリアジメホン	0.16	健康安全研究センター
果実 生鮮	パイナップル	インドネシア	フルジオキシソニル	0.12	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	クロルピリホス	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ビフェントリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ビリプロキシフェン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	臭素	4	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	フィリピン	臭素	1	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.12	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	パパイヤ	アメリカ	フルジオキシソニル	0.05	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アセタミプリド	0.15	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	アゾキシストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	アゾキシストロビン	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	アゾキシストロビン	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	メキシコ	イミダクロプリド	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	カルバリル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	オーストラリア	クロルピリホス	0.06	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テトラコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.07	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.20	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	テブコナゾール	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ビラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ビラクロストロビン	0.06	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ビラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ビラクロストロビン	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ビラクロストロビン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ビラクロストロビン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ピリメタニル	0.26	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ピリメタニル	0.20	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	フルジオキシソニル	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.10	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.16	健康安全研究センター

第2章 食品衛生関係事業

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その4)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.10	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.14	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	アメリカ	ミクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブドウ	チリ	ミクロブタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.36	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	アゾキシストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ピリメタニル	0.58	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	メキシコ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	マンゴー	タイ	アゾキシストロビン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	マンゴー	メキシコ	ピラクロストロビン	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	メロン	メキシコ	ペルメトリン	0.01	市場衛生検査所
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.10	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	ボスカリド	0.05	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	ボスカリド	0.34	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	臭素	10	健康安全研究センター
果実 生鮮	ラズベリー	アメリカ	臭素	10	健康安全研究センター
果実 生鮮	リンゴ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	リンゴ	ニュージーランド	臭素	2	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	アメリカ	アゾキシストロビン	0.89	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	アゾキシストロビン	0.26	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.02	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	クロルピリホス	0.03	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	フルジオキシソニル	1.30	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	フルジオキシソニル	0.08	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	チリ	フルジオキシソニル	0.76	市場衛生検査所
果実 生鮮	レモン	アメリカ	プロピコナゾール	0.26	市場衛生検査所
果実 冷凍	イチゴ	チリ	アゾキシストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	イチゴ	チリ	臭素	2	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	アセタミプリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	チェリー	チリ	テブコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブドウ	チリ	ボスカリド	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	アセタミプリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.13	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	アゾキシストロビン	0.17	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	イミダクロプリド	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ピラクロストロビン	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピラクロストロビン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ピリメタニル	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.14	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	ボスカリド	0.15	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.04	健康安全研究センター

表 2-4-5 農産物別検出農薬 (その5)

分類	農産物	原産国	検出農薬	検出値 (ppm)	実施機関
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.13	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.41	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	ボスカリド	0.17	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.05	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.14	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	アメリカ	マラチオン	0.15	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	ブルーベリー	カナダ	マラチオン	0.01	健康安全研究センター
果実 冷凍	マンゴー	台湾	イミダクロプリド	0.04	健康安全研究センター
果実 冷凍	メロン	ベトナム	イミダクロプリド	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライム	ベトナム	キナルホス	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライム	ベトナム	クロルピリホス	0.11	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライム	ベトナム	ジフェノコナゾール	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライム	ベトナム	プロフェノホス	0.13	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライム	ベトナム	ヘキサコナゾール	0.07	健康安全研究センター
果実 冷凍	ライム	ベトナム	メタラキシル及びメフェノキサム	0.12	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	ハンガリー	アゾキシストロピン	0.02	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	ハンガリー	ピリメタニル	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	ラズベリー	ハンガリー	ボスカリド	0.03	健康安全研究センター
果実 冷凍	レモン	スペイン	ピリプロキシフェン	0.06	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	スイス	臭素	9	健康安全研究センター
果実 乾燥	イチジク	トルコ	臭素	3	健康安全研究センター
果実 乾燥	デーツ	チェンジア	臭素	1	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	オルトフェニルフェノール	0.02	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	クロルピリホス	0.02	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	クロルピリホス	0.04	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	臭素	1	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	キヌア	ペルー	臭素	2	健康安全研究センター
穀類及びその加工品	穀類加工品	カナダ	マラチオン	0.04	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	インゲン豆	アメリカ	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	ヒヨコ豆	オーストラリア	カルバリル	0.13	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	中国	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	緑豆	中国	チアメトキサム	0.06	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
豆類及びその加工品	豆類加工品	イタリア	臭素	1	健康安全研究センター
その他	果実加工品	中国	イマザリル	0.06	健康安全研究センター
その他	果実加工品	中国	イマザリル	0.13	健康安全研究センター
その他	果実加工品	中国	チアベンダゾール	0.03	健康安全研究センター

表 2-4-6 基準を超過した農産物

分類	農産物	原産国	検出農薬及び検出値 (ppm)	残留基準* (ppm)	実施機関
野菜 生鮮	ショウガ	中国	クロチアニジン 0.10	0.02	健康安全研究センター
果実 生鮮	バナナ	エクアドル	ピリプロキシフェン 0.02	0.01	市場衛生検査所
果実 冷凍	ライム	ベトナム	プロフェノホス 0.13 ヘキサコナゾール 0.07	0.01 0.01	健康安全研究センター
穀物及び その加工品	キヌア	ペルー	オルトフェニルフェノール 0.02	0.01	健康安全研究センター
豆類及び その加工品	緑豆	ミャンマー	チアメトキサム 0.06	0.05	健康安全研究センター

*令和3年3月時点

第3 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示が義務化された。

東京都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、令和2年度の結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*

パパイヤ、米加工品（米粉）、とうもろこし及びその加工品（菓子、コーンスープ等）

(2) 食品表示法に基づく定性検査及び定量検査

第2章第9節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

* 安全性未審査の遺伝子組換え食品であるパパイヤ（PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN）、米加工品（63Bt、NNBt、CpTI）、とうもろこし及びその加工品（CBH351（スターリンク）、Bt10）が含まれているかどうかを確認する検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

令和2年4月から令和3年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-6）

食品衛生法に基づく定性試験を行ったパパイヤ、米加工品、とうもろこし及びその加工品、計48検体から、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出しなかった。

表2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能 ^{※1}
とうもろこし		2	2		
パパイヤ		3	3		
米加工品	米粉	3	3		
	その他の米加工品	0			
とうもろこし加工品	スナック菓子	9	9		
	スイートコーン	18	18		
	コーンスープ	10	10		
	ポップコーン	2	2		
	その他のとうもろこし加工品	1	1		
合計		48	48	0	0

※1：加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 都、特別区、八王子市及び町田市による輸入食品監視結果まとめ

表 2-4-8 輸入食品監視結果

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条項	違反内容	残品の措置
魚介類	510	0	0					
魚介類加工品	23	0	0					
無加熱摂取 冷凍食品	278	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	0	0	—					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	661	0	0					
生食用 冷凍鮮魚介類	206	0	0					
肉・卵類及び その加工品	4466	0	0					
牛乳・加工乳・ その他の乳	0	0	—					
乳製品	173	0	0					
乳類加工品	0	0	—					
アイスクリーム類・ 氷菓	0	0	—					
穀類及び その加工品	662	1	0.15	キヌア	ペルー	食品衛生法 第13条第3項	農薬の一律基準違反	答申書徴収 違反通報
野菜類・果物及び その加工品	6992	6	0.09	ショウガ	中国	食品衛生法 第13条第2項	農薬の残留基準違反	答申書徴収 違反通報
菓子類	445	0	0					
清涼飲料水	90	0	0					
酒精飲料	71	0	0					
氷雪	0	0	—					
水	0	0	—					
缶詰・びん詰	716	2	0.28	塩水漬筍	タイ	食品表示法 第5条	添加物表示なし	違反通報
調味料	306	1	0.33	スイート チリソース	タイ	食品表示法 第5条	添加物表示なし	自主回収
そうざい類及び その半製品	16	0	0					
上記以外の食品	496	0	0					
添加物及び その製剤	1	0	0					
その他添加物	0	0	—					
器具及び容器包装	465	0	0					
おもちゃ	0	0	—					
合計	16577	10	0.06					

—:検査なし

表 2-4-9 輸入食品違反一覧

分類	品名	違反条項	違反内容	検査結果	発見	原産国
穀類及び その加工品	キヌア	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	オルトフェニルフェノール0.02ppm 検出	健康安全研究センター	ペルー
缶詰・びん詰	塩水漬筍	食品表示法第5条	添加物表示なし	エチレンジアミン四酢酸カルシウム 二ナトリウム0.25g/kg 検出	墨田区	タイ
野菜類・果物及び その加工品	アーモンド加工品	食品表示法第5条	添加物表示なし	ステピオサイド0.01g/kg レバウデイオサイドA 0.03g/kg 検出	大田区	韓国
野菜類・果物及び その加工品	白菜の漬物	食品衛生法第13条第2項	添加物の使用基準 違反	デヒドロ酢酸0.153g/kg 検出	杉並区	中国
缶詰・びん詰	塩水漬筍	食品表示法第5条	添加物表示なし	エチレンジアミン四酢酸カルシウム 二ナトリウム0.26g/kg 検出	杉並区	タイ
野菜類・果物及び その加工品	冷凍カット・ライム	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	ヘキサコナゾール0.07ppm プロフェノホス0.13ppm 検出	健康安全研究センター	ベトナム
野菜類・果物及び その加工品	シヨウウガ	食品衛生法第13条第2項	農薬の残留基準違反	クロチアニジン0.10ppm 検出	健康安全研究センター	中国
野菜類・果物及び その加工品	ムング豆	食品衛生法第13条第2項	農薬の残留基準違反	チアメトキサム0.06ppm 検出	健康安全研究センター	ミャンマー
野菜類・果物及び その加工品	バナナ	食品衛生法第13条第3項	農薬の一律基準違反	ピリプロキシフェン0.02ppm 検出	市場衛生検査所	エクアドル
調味料	スイートチリソース	食品表示法第5条	添加物表示なし	アセスルファムカリウム 0.34g/kg 検出	大田区	タイ

第5節 食品中の放射性物質対策

第1 都内流通食品の放射性物質検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、食品中の放射性物質については、各生産地において国の通知に基づいた検査計画を策定し、出荷前検査が実施されている。さらに、各自治体においては、生産地における出荷前検査の効果を検証するため、小売店等に流通している食品の放射性物質検査を計画的に実施している。

こうした中、東京都では、チェルノブイリ原子力発電所の事故を受けて昭和61年度から実施してきた輸入食品の放射性物質の検査に加え、平成23年度から都内の小売店等に流通している国産食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、放射性物質の検査を実施している。

令和2年度の都内流通食品の放射性物質検査結果は以下のとおりである。

- 1 実施期間
令和2年4月から令和3年3月まで
- 2 実施機関
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 3 検査機関
健康安全研究センター及び市場衛生検査所
- 4 実施対象施設
デパート、スーパー、市場内卸売販売業等
- 5 検査対象食品
生鮮食品、加工食品

6 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション検出器	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定下限値：50Bq/kg
・健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及び放射性セシウムの定量	測定時間：2,000秒以上 ※上記の検査の結果、50Bq/kgを超えた検体について確定検査として実施した。

7 検査結果

検査結果は表2-5-1のとおり

870品目の食品について放射性物質検査を実施した。その結果、基準値を超える食品はなかった。

表2-5-1 令和2年度 都内流通食品の放射性物質検査結果

食品分類	品目数		検出濃度区分 (Bq/kg)				
	国産	輸入	0~25	26~50	51~75	76~100	100 超え
野菜・果実及びその加工品	149	44					
穀類・豆類・いも類・きのこ類及びその加工品	158	9					
肉類・卵類及びその加工品	50	5					
水産物及びその加工品	133	15					
乳製品	95	5					
その他の加工品（複合食品等）	50	12	1				
牛乳類	80	0					
乳児用食品	20	0					
飲料水	45	0					
合計	780	90	1				

<参考>都内産の農林水産物等に関する検査

東京都産業労働局は都内で生産された農林水産物等について検査を行った（表2-5-2）。

その結果、基準値を超えるものはなかった。

表2-5-2 都内産農林水産物の検査検体数内訳

(令和2年度)

	検査検体数	基準値を 超えた検体数
農産物	52	0
水産物	59	0
原乳	3	0
合計	114	0

第6節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に1施設、多摩地域に5施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導担当及び管轄保健所が、島しょ地域においては島し

ょ保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-6-1のとおりである。

表2-6-1 都内牛乳等の生産量 (単位:k0) (令和2年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	46,898	17,645	-	2,666

第2 健康安全研究センターハサップ指導担当

健康安全研究センターハサップ指導担当では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

令和2年度の検査結果は、表2-6-2及び表2-6-3のと

おりである。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第57号)により、令和2年6月1日をもって「総合衛生管理製造管理」承認制度は廃止された。

表2-6-2 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分) (令和2年度)

	総 数			乳処理業等の監視			乳製品製造業等の監視		
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反
合計	78	1,047	0	33	527	0	45	520	0
生乳	20	385	0	20	385	0			
製 品	牛 乳	8	64	0	8	64	0		
	成分調整牛乳								
	低脂肪牛乳	1	8	0	1	8	0		
	加工乳								
	ク リ ー ム								
	乳 飲 料	6	80	0				6	80
	アイスクリーム類								
	ナチュラルチーズ	3	57	0				3	57
	プロセスチーズ								
	バ タ ー								
	調 製 粉 乳	2	42	0				2	42
	発 酵 乳	7	88	0				7	88
	乳 酸 菌 飲 料	1	11	0				1	11
	乳 主 原	3	62	0				3	62
	氷 菓								
	清 涼 飲 料 水	4	70	0	4	70	0		
	菓 子 類	4	74	0				4	74
そ の 他	4	72	0				4	72	
小 計	43	628	0	13	142	0	30	486	
そ の 他	容 器 包 装								
	そ の 他	15	34	0			15	34	0
	小 計	15	34	0			15	34	0

表 2-6-3 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導担当実施分）

（令和2年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	56	203	17	59	0	24	104	0	15	40	
生乳	3	6							3	6	
製品	牛乳	28	88	7	19	0	9	35	0	12	34
	成分調整牛乳										
	低脂肪牛乳	2	9	1	4	0	1	5	0		
	加工乳										
	クリーム										
	乳飲料	9	40	5	20	0	4	20	0		
	発酵乳	5	20				5	20	0		
	乳酸菌飲料	1	4				1	4	0		
	乳主原										
	氷菓										
	清涼飲料水	8	36	4	16	0	4	20	0		
	菓子類										
	その他										
小計	53	197	17	59	0	24	104	0	12	34	
その他											

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の残留農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

令和2年度の検査結果は、表 2-6-4 のとおりである。

表 2-6-4 生乳における残留農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	令和2年度			基準値(ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
残留農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	DDT	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン	20	0	0	0.1
	スピラマイシン	20	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン*	20	0	0	0.004
	スルファジミジン	20	0	0	0.025
	シロマジン	20	0	0	0.01

※ 簡易法にて実施

第7節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内二つのと畜場（うち、島しょ1施設）を所管している。

芝浦食肉衛生検査所では、と畜場法に基づき、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査、解体前検査及び解体後検査を実施し、さらに必要に応じて精密検査を行うことで、食用に適さない獣畜の肉を排除し、安全な食肉の供給に努めている。その他、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく搬入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、八丈島に1と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

令和2年度におけると畜検査数は表2-7-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-7-2のとおりである。

平成13年10月18日から平成25年6月30日まで、と畜解体される全ての牛について牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、平成25年6月に省令が改正され、平成25年7月1日からスクリーニング検査の対象が48か月齢を超える牛となった。その後、平成29年2月の省令改正により平成29年4月1日から、と畜場における健康牛に係るBSE検査は廃止された。この改正に伴い同年4月1日以降、都では、24か月齢以上の牛のうち、生体検査においてと畜検査員が必要と判断した牛を対象としてBSEスクリーニング検査を実施している。

また、めん羊及び山羊については、12か月齢以上の個体について伝達性海綿状脳症(TSE)のスクリーニング検査を実施してきたが、伝達性海綿状脳症検査実施要

領の改正により、平成28年6月1日から、月齢に関わらず、生体検査においてTSEを疑うような臨床症状を示す場合に、TSEスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、豊洲市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場(9市場)及び、地方卸売市場(1市場)を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内の全ての業態について監視・指導を行っている。令和2年度における業務の概要は表2-7-3、表2-7-4及び表2-7-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年にふぐ取扱業等取締条例を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及びふぐ取扱所の認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省(現厚生労働省)通達「フグの衛生確保について」を受け、ふぐ加工品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、東京都ふぐの取扱い規制条例として同年7月に施行した。

その後、平成24年3月30日、ふぐ調理師以外の者が取り扱えるふぐ加工製品について改正を行い、同年10月1日より施行した。

令和2年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[令和2年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日	学科試験 9月12日	
	実技試験 9月14日から同月16日まで	
受験申込み者数	157名	
合格者数	73名	
合格率	49.3%	
免許証交付数	97名	(条例制定以来、令和2年度末までの免許証交付数 21,771件)

表 2-7-1 と畜検査頭数の推移及び令和2年度と畜場別と畜検査頭数

畜種		総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 24 年度		275,999	94,325	-	-	181,665	-	9
平成 25 年度		322,202	97,031	-	-	225,161	-	10
平成 26 年度		321,116	98,997	-	1	222,100	-	18
平成 27 年度		303,059	93,275	-	3	209,778	-	3
平成 28 年度		289,112	88,309	-	-	200,798	-	5
平成 29 年度		276,798	88,462	-	-	188,333	-	3
平成 30 年度		281,468	86,908	-	1	194,556	-	3
令和元年度		279,110	86,157	-	-	192,948	-	5
令和2年度		292,830	89,243	-	4	203,578	-	5
令和2年度と畜場別内訳	芝浦	292,825	89,243	-	4	203,578	-	-
	八丈町	5	-	-	-	-	-	5

表2-7-2 令和2年度と畜検査数及び分類数

畜種	検査頭数	処分内容	病名 / 処分実頭数	疾病別頭数															合計													
				細菌病						ウイルスリケッチア病		原虫病		寄生虫病						その他の疾病												
				炭疽	豚丹毒	サルモネラ症	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚熱	その他	トキソプラズマ病	その他	ジストマ病	のう虫病	その他		膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒諸症	炎症又は炎症産物による汚染	変性又は萎縮	その他			
牛	89,243	とさつ禁止 全部廃棄	110	-	*	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	-	94	110		
豚	203,578	一部廃棄 とさつ禁止	66,744	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	23,485	3,393	87,209	
馬	4	とさつ禁止 全部廃棄	4	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
豚	203,578	一部廃棄 とさつ禁止	147,015	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	7,420	2,527	154,603	
めん羊	-	とさつ禁止 全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山羊	5	とさつ禁止 全部廃棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	292,830	とさつ禁止 全部廃棄	260	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	260			
		一部廃棄	213,763	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	30,905	5,920	241,816		

*：畜種が特定される疾病又は処分内容が法令に定められているため、当該欄に計上されないもの

表2-7-3 市場衛生検査所・事業所別実績（令和2年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				措置数
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,174	164,453	4,095	255	0	0	262
豊洲	1,335	119,352	2,046	158	0	0	164
大田	518	29,149	889	52	0	0	52
足立	321	15,952	1,160	45	0	0	46

区分	検査件数	検査		普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
		内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	55,386	29,230	26,156	110	3,322	19	1,117	85
豊洲	24,178	10,358	13,820	24	1,548	17	779	39
大田	19,268	13,895	5,373	39	1,081	0	268	18
足立	11,940	4,977	6,963	47	693	2	70	28

* 大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表2-7-4 検査対象品目別検査数

(令和2年度)

検査対象		総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査項目等	検査対象						
検 体 数		4,095	1,077	215	348	79	2,376
検 査 件 数		55,386	5,471	3,038	22,947	614	23,316
生物学的検査	細菌数	2,559	237	115	85	16	2,106
	大腸菌群	2,370	170	115	85	16	1,984
	大腸菌	2,433	237	115	85	16	1,980
	黄色ブドウ球菌	3,570	206	115	85	16	3,148
	腸炎ビブリオ	2,376	237	64	78	2	1,995
	その他ビブリオ	4,748	474	128	156	4	3,986
	サルモネラ	3,657	206	115	85	108	3,143
	セレウス菌	2,281	206	115	85	16	1,859
	腸管出血性大腸菌	1,074	750	48	228	—	48
	ノロウイルス	134	122	—	—	—	12
	抗菌性物質	—	—	—	—	—	—
	寄生虫・寄生虫卵	—	—	—	—	—	—
	T.T.C.テスト	—	—	—	—	—	—
	その他	954	31	—	—	—	923
	小 計		26,156	2,876	930	972	194
理化学的検査	保存料	3,021	936	736	720	152	477
	殺菌料	54	—	54	—	—	—
	漂白剤	235	3	93	91	2	46
	着色料	2,983	—	1,032	1,020	228	703

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他	
理化学的検査	甘味料		744	234	178	168	38	126	
	発色剤		17	—	15	—	—	2	
	リン酸		12	—	—	11	—	1	
	防カビ剤		122	—	—	105	—	17	
	残留農薬		20,538	191	—	19,722	—	625	
	P C B		144	144	—	—	—	—	
	重金属	水銀		488	476	—	—	—	12
		その他		—	—	—	—	—	—
	放射能		90	45	—	27	—	18	
	硝酸・亜硝酸		200	—	—	100	—	100	
	動物用医薬品		375	373	—	—	—	2	
	その他		207	193	—	11	—	3	
小計		29,230	2,595	2,108	21,975	420	2,132		

表 2-7-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置 (令和2年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検体数		4,095	1,077	215	348	79	2,376
	検査件数		55,386	5,471	3,038	22,947	614	23,316
	不良検体数		255	9	4	2	—	240
不利益処分件数	営業禁停止		—	—	—	—	—	—
	販売禁止		—	—	—	—	—	—
	廃棄		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	数量(kg)		—	—	—	—	—	—
廃棄数量	命令に基づく廃棄		—	—	—	—	—	—
	命令廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄		—	—	—	—	—	—
	任意廃棄数量(kg)		—	—	—	—	—	—
措置件数	注意・指導		255	9	4	2	—	240
	始末書		3	1	1	1	—	—
	返品		1	—	—	1	—	—
	違反通報等		4	2	1	1	—	—

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はなく、食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）は250施設ある。そのうち、19施設は東京都が管轄しており、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約9.9万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。

また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について収去検査を実施している。

令和2年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-7-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-7-7のとおり、食鳥肉の収去検査実績は表2-7-8のとおりである。

表2-7-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（令和2年度）

処理羽数		98,531	
基準適合羽数		98,511	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	4	
	一部廃棄	16	
	小計	20	
理由内訳 基準不適合	生体の基準	廃棄	-
	体表の基準	全部廃棄	4
		一部廃棄	15
	体壁内側の基準	廃棄	-
	内臓の基準	当該臓器廃棄	-
内臓全部廃棄		1	

表2-7-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（令和2年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	-	-	-	-	-
南多摩	-	-	-	-	-
多摩立川	4	4	18	-	-
多摩府中	8	15	55	5	28
多摩小平	5	8	12	-	-
島しょ	2	2	4	-	-
健康安全研究センター	(2)	(2)	9	(1)	-
東京都計	19	29	98	5	28
《参考》特別区計	228		238	30	18
《参考》八王子市	3		8	-	-
《参考》町田市	-		-	-	-

注 () 内の数字は再掲

表2-7-8 食鳥肉の収去検査実績（令和2年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤 殺虫剤	有害化学物質
検体数	60	46	13	46	1
検査項目数	336	966	104	230	1

第8節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。東京都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

東京都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

- (1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳（表2-8-1）

表2-8-1 調査対象魚介類等の内訳（令和2年度）

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	119	377
	貝	20	46
	小計	139	423
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		139	443

イ 検査結果

総水銀について合計443検体を検査した結果、最大値2.11ppm、最小値定量下限値未満であった。

また、メチル水銀については、99検体について検査を行い、その結果は、最大値1.70ppm、最小値0.06ppmであった（表2-8-2）。令和2年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ユメカサゴ1検体（長崎県産）、クロムツ2検体（長崎県、鹿児島県産）、ハモ1検体（熊本県産）、アオハタ2検体（福井県、鹿児島県産）、ハチジョウアカムツ1検体（東京都産）、キダイ1検体（長崎県産）、クロソイ1検体（青森県産）及びキチジ1検体（北海道産）であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、ムツ11検体（静岡県、長崎県産）及びユメカサゴ10検体（長崎県産）であった。

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(令和2年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	3	3	0.30	0.12	0.19	1	1	0.20	0.20	0.20	北海道、青森
2	アオダイ	3	3	0.07	0.06	0.06	0	0	-	-	-	鹿児島
3	アオハタ	2	2	0.74	0.74	0.74	2	2	0.56	0.48	0.52	福井、鹿児島
4	アオメエソ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	千葉
5	アオリイカ	2	2	0.15	0.06	0.11	0	0	-	-	-	長崎、フィリピン
6	アカアマダイ	4	4	0.24	0.08	0.16	0	0	-	-	-	山形、徳島、山口、長崎
7	アカカマス	8	8	0.23	0.05	0.11	0	0	-	-	-	千葉、東京、神奈川、大分、長崎
8	アカシタビラメ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	宮崎
9	アカハタ	2	2	0.19	0.18	0.19	0	0	-	-	-	長崎
10	アカムツ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	-	-	-	徳島
11	アサバカレイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	アメリカ合衆国
12	アズキハタ	1	1	0.19	0.19	0.19	0	0	-	-	-	熊本
13	アメリカオオアカイカ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	チリ共和国
14	アラ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	-	-	-	石川
15	イサキ	6	6	0.17	0.05	0.13	0	0	-	-	-	三重、山口、愛媛、宮崎、長崎
16	イシガレイ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	-	-	-	宮城
17	イシダイ	2	2	0.09	0.06	0.08	0	0	-	-	-	千葉、三重
18	イトヨリダイ	3	3	0.17	0.14	0.15	0	0	-	-	-	大分、長崎
19	イボダイ	3	3	0.04	0.02	0.03	0	0	-	-	-	千葉、鹿児島
20	イワシクジラ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	-	-	-	北西太平洋
21	ウシエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	インドネシア
22	ウスメバル	2	2	0.10	0.08	0.09	0	0	-	-	-	青森
23	ウメイロ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	長崎
24	オオクチイシナギ	1	1	0.33	0.33	0.33	1	1	0.15	0.15	0.15	千葉
25	カサゴ	1	1	0.22	0.22	0.22	0	0	-	-	-	長崎
26	カツオ	9	9	0.35	0.16	0.23	1	1	0.23	0.23	0.23	宮城、千葉、神奈川、和歌山、鹿児島
27	カミナリイカ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	タイ
28	カラスガレイ	2	2	0.21	0.14	0.18	0	0	-	-	-	ロシア、アイスランド
29	カワハギ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	-	-	-	大分
30	カンパチ	10	10	0.21	0.03	0.12	0	0	-	-	-	岩手、千葉、香川、高知、長崎、鹿児島
31	キアンコウ	2	2	0.27	0.12	0.20	0	0	-	-	-	青森、茨城
32	キジハタ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	新潟
33	キダイ	1	1	0.64	0.64	0.64	1	1	0.56	0.56	0.56	長崎
34	キタノメヌケ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	アメリカ合衆国
35	キチジ	2	2	0.45	0.32	0.39	2	2	0.35	0.27	0.31	北海道
36	キハダ	1	1	0.44	0.44	0.44	1	1	0.29	0.29	0.29	インド洋
35	ギンダラ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	カナダ
36	キンメダイ	7	7	1.40	0.49	0.75	7	7	0.99	0.21	0.51	千葉、静岡、高知
37	クエ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	長崎
38	クルマエビ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	鹿児島
39	クロウシノシタ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	石川
40	クロガレイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	北海道
41	クロソイ	3	3	0.67	0.11	0.31	1	1	0.46	0.46	0.46	青森
42	クロダイ	9	9	0.33	0.05	0.20	2	2	0.23	0.20	0.22	茨城、千葉、東京、兵庫、岡山、広島、香川
43	クロマグロ	2	2	0.64	0.58	0.61	2	2	0.33	0.29	0.31	宮城、アメリカ合衆国
44	クロムツ	3	3	0.78	0.23	0.54	2	2	0.52	0.42	0.47	東京、長崎、鹿児島
45	ケンサキイカ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	長崎
46	コウイカ	4	4	0.04	0.06	0.05	0	0	-	-	-	兵庫、大分、熊本
47	コガネカレイ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	アメリカ合衆国
48	コショウダイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	-	-	-	鹿児島
49	コノシロ	2	1	0.02	ND	0.02	0	0	-	-	-	大阪、熊本
50	ゴマサバ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	-	-	-	三重
51	サワラ	7	7	0.07	0.01	0.03	0	0	-	-	-	岩手、宮城、千葉、石川、富山、韓国、中国
52	サンマ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	-	-	-	北海道
53	シイラ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	-	-	-	石川
54	シマアジ	9	9	0.39	0.05	0.28	5	5	0.27	0.18	0.22	千葉、愛媛、高知、鹿児島
55	シマウシノシタ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	兵庫
56	シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	インド
57	シロギス	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	千葉
58	シログチ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	-	-	-	東京

表2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(令和2年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
59	シロヒラス	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	ニュージーランド
60	スズキ	27	27	0.36	0.04	0.13	15	15	0.25	0.06	0.11	宮城、福島、千葉、東京、神奈川、愛知、愛媛
61	スルメイカ	3	3	0.09	0.04	0.07	0	0	-	-	-	青森、石川、鳥取
62	ソデイカ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	フィリピン共和国
63	タイセイヨウサバ	2	2	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	ノルウェー
64	タチウオ	7	7	0.25	0.03	0.10	0	0	-	-	-	千葉、神奈川、和歌山、鹿児島
65	チダイ	5	5	0.22	0.04	0.11	0	0	-	-	-	青森、千葉、山口、大分、鹿児島
66	チリウニ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	チリ
67	トビウオ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	和歌山
68	ナイルアカメ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	タンザニア
69	ニシン	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	岩手
70	ハチジョウアカムツ	1	1	1.10	1.10	1.10	1	1	0.55	0.55	0.55	東京
71	バナナエビ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	インドネシア
72	ババガレイ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	岩手
73	ハマダイ	1	1	0.20	0.20	0.20	0	0	-	-	-	東京
74	ハモ	6	6	0.50	0.09	0.19	1	1	0.42	0.42	0.42	三重、兵庫、徳島、熊本
75	ヒラスズキ	3	3	0.17	0.12	0.14	0	0	-	-	-	千葉、熊本、鹿児島
76	ヒラマサ	2	2	0.17	0.14	0.16	0	0	-	-	-	鹿児島
77	ヒラメ	5	5	0.09	0.02	0.06	0	0	-	-	-	宮城、千葉、大分、長崎
78	ブリ	8	8	0.23	0.11	0.15	0	0	-	-	-	北海道、神奈川、愛媛、高知、福岡、長崎、鹿児島
79	ホウボウ	5	5	0.12	0.04	0.09	0	0	-	-	-	青森、宮城、福島、千葉、兵庫
80	ホキ	1	1	0.25	0.25	0.25	0	0	-	-	-	ニュージーランド
81	ホッケ	3	3	0.18	0.06	0.10	0	0	-	-	-	北海道
82	ボラ	2	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	大阪、香川
83	マアジ	7	7	0.35	0.02	0.08	1	1	0.23	0.23	0.23	千葉、神奈川、静岡、石川、長崎
84	マアナゴ	2	2	0.12	0.09	0.10	0	0	-	-	-	岩手、茨城
85	マイワシ	5	4	0.03	ND	0.02	0	0	-	-	-	北海道、岩手、千葉、愛知、高知
86	マコガレイ	3	3	0.05	0.01	0.03	0	0	-	-	-	宮城、東京
87	マゴチ	5	5	0.33	0.02	0.16	1	1	0.22	0.22	0.22	千葉、香川、大分
88	マサバ	9	9	0.24	0.08	0.15	0	0	-	-	-	岩手、千葉、石川、京都、兵庫、鹿児島
89	マジランアイナメ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	スペイン
90	マダイ	11	11	0.35	0.04	0.19	2	2	0.24	0.21	0.23	千葉、三重、愛媛、香川、長崎、熊本、大分、鹿児島
91	マダコ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	神奈川
92	マダラ	3	3	0.08	0.03	0.05	0	0	-	-	-	岩手、アメリカ合衆国
93	マトウダイ	1	1	0.18	0.18	0.18	0	0	-	-	-	青森
94	マナガツオ	2	2	0.07	0.09	0.08	0	0	-	-	-	岡山、熊本
95	マナマコ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	石川
96	マハタ	3	3	0.12	0.14	0.13	0	0	-	-	-	三重
97	マボヤ	2	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	宮城
98	ミナミマグロ	4	4	1.09	0.65	0.90	4	4	0.76	0.38	0.54	南アフリカ共和国、オーストラリア
99	ミンククジラ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	南氷洋
100	ムツ	30	30	2.00	0.14	0.48	21	21	1.70	0.09	0.42	静岡、長崎
101	メイタガレイ	2	1	0.02	ND	0.02	0	0	-	-	-	東京、千葉
102	メイチダイ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	-	-	-	三重
103	メカジキ	3	3	2.11	0.80	1.31	3	3	1.29	0.51	0.78	宮城、中国
104	メジナ	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	-	-	-	神奈川、三重
105	メダイ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	-	-	-	東京
106	メバチ	3	3	1.54	0.54	0.91	3	3	1.01	0.35	0.59	宮城、大西洋、インド洋
107	メルルーサ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	-	-	-	ニュージーランド
108	ヤリイカ	3	2	0.06	ND	0.04	0	0	-	-	-	岩手、茨城、タイ
109	ユメカサゴ	21	21	0.79	0.27	0.48	19	19	0.55	0.25	0.33	長崎県
小計		362	351				99	99				

表 2-8-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(令和2年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
貝												
1	アカガイ	3	1	0.02	ND	0.02	0	0	-	-	-	中国
2	アサリ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	中国、熊本
3	イタヤガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	中国
4	イワガキ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	-	-	-	長崎、宮崎
5	ウバガイ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	北海道
6	エゾアワビ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	韓国
7	エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	岩手
8	エゾボラ	2	2	0.02	0.01	0.02	0	0	-	-	-	ロシア
9	エッチュウバイ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	-	-	-	山口
10	サザエ	3	3	0.03	0.02	0.02	0	0	-	-	-	千葉、山口
11	サラガイ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	-	-	-	北海道
12	タイラギ	4	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知
13	ツバイ	2	2	0.05	0.05	0.05	0	0	-	-	-	三重
14	トリガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	-	-	-	大阪
15	ナミガイ	2	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	愛知
16	ハマグリ	5	1	0.01	ND	0.01	0	0	-	-	-	茨城、千葉
17	ホタテガイ	4	2	0.02	ND	0.02	0	0	-	-	-	北海道、青森、岩手
18	ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	千葉
19	マガキ	4	0	ND	ND	-	0	0	-	-	-	岩手、宮城
20	ムラサキイガイ	3	3	0.02	0.01	0.01	0	0	-	-	-	青森、宮城、広島
小計		46	24				0	0				
淡水魚												
1	アユ	2	2	0.20	0.06	0.13	0	0	-	-	-	愛知、和歌山
2	イワナ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	岩手
3	ギンザケ	2	1	0.16	ND	0.16	0	0	-	-	-	宮城、チリ共和国
4	コイ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	-	-	-	長野
5	サクラマス	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	-	-	-	岩手
6	サケ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	-	-	-	北海道
7	シラウオ	2	1	0.05	ND	0.05	0	0	-	-	-	福島、中国
8	タイセイヨウサケ	2	1	0.02	ND	0.02	0	0	-	-	-	ノルウェー
9	ニジマス	2	2	0.17	0.02	0.10	0	0	-	-	-	静岡、ノルウェー
10	ヤマメ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	-	-	-	岩手
小計		15	12				0	0				
魚介類加工品		20	20	0.14	0.02	0.07	0	0	-	-	-	
総計		443	407				99	99				

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。東京都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB調査結果は表2-8-3及び表2-8-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えた検体はなかった。

表2-8-3 各種食品等のPCB調査結果

(令和2年度)

品 目		規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)		
					最大	最小	平均
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	78	28	0.27	ND	0.04
	内海内湾魚介類	3.0	229	98	0.36	ND	0.05
	小 計	—	307	126			
牛 乳		0.1	8	0	ND	ND	—
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)		1.0	5	0	ND	ND	—
育児用粉乳		0.2	5	0	ND	ND	—
食 肉	牛 肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚 肉		4	0	ND	ND	—
	鶏 肉		4	0	ND	ND	—
	牛 肝 臓		4	0	ND	ND	—
	豚 肝 臓		4	0	ND	ND	—
	鶏 肝 臓 等		4	0	ND	ND	—
小 計		—	24	0			
卵 類		0.2	16	0	ND	ND	—
器具・容器包装		5.0	10	0	ND	ND	—
その他	魚介類加工品等	—	48	3	0.04	ND	0.02
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
総 計		—	455	129			

注1:NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2:平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その1)

(令和2年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アオメエソ	1	0	ND	ND	-	千葉
2		アカシタビラメ	1	1	0.03	0.03	0.03	宮崎
3		アサバカレイ	1	0	ND	ND	-	青森
4		アメリカオオアカイカ	1	0	ND	ND	-	チリ共和国
5		イシガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城
6		イワシクジラ	1	0	ND	ND	-	北西太平洋
7		オオクチイシナギ	1	0	ND	ND	-	千葉
8		カツオ	6	1	0.02	ND	0.02	千葉、神奈川、和歌山、鹿児島
9	0.5	カミナリイカ	1	0	ND	ND	-	タイ
10	ppm	カラスガレイ	2	2	0.05	0.04	0.05	アイスランド、ロシア
11		キアンコウ	1	0	ND	ND	-	茨城
12		キタノメヌケ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
13		キチジ	2	2	0.02	0.02	0.02	
14		ギンザケ	2	1	0.03	ND	0.03	宮城、チリ
15	遠洋	ギンダラ	1	1	0.03	0.03	0.03	カナダ
16	沖合	クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	石川
17	産	クロマグロ	2	2	0.27	0.03	0.15	宮城、アメリカ
18	魚	コガネカレイ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
19	介	ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	三重
20	類	サケ	1	1	0.01	0.01	0.01	北海道
21		サンマ	1	0	ND	ND	-	北海道
22		スルメイカ	1	0	ND	ND	-	青森
23		ソデイカ	1	0	ND	ND	-	フィリピン共和国
24		タイセイヨウサケ	2	1	0.05	ND	0.05	ノルウェー、東京
25		タイセイヨウサバ	2	2	0.02	0.01	0.02	ノルウェー
26		トビウオ	1	0	ND	ND	ND	和歌山
27		ニシン	1	1	0.04	0.04	0.04	岩手
28		ババガレイ	1	0	ND	ND	-	岩手
29		ヒラメ	3	0	ND	ND	ND	宮城、千葉、大分
30		ホキ	1	0	ND	ND	ND	ニュージーランド
31		ホッケ	2	1	0.02	ND	0.02	北海道
32		マイワシ	5	2	0.02	ND	0.02	北海道、岩手、千葉。愛知、高知
33		マコガレイ	3	1	0.02	ND	0.02	宮城、東京
34		マサバ	9	6	0.05	ND	0.03	岩手、千葉、石川、京都、兵庫、鹿児島
35		マダラ	3	0	ND	ND	ND	岩手、アメリカ
36		ミナミマグロ	4	2	0.02	ND	0.02	南アフリカ、オーストラリア
37		ミンククジラ	1	0	ND	ND	ND	南氷洋
38		メイタガレイ	2	0	ND	ND	ND	千葉、東京
39		メカジキ	2	1	0.05	ND	0.05	宮城
40		メバチ	3	0	ND	ND	ND	宮城、インド洋、大西洋
41		メルルーサ	1	0	ND	ND	ND	ニュージーランド
			78	28				

2-8-4 魚介類のPCB調査結果(その2)

(令和2年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1		アイナメ	3	0	ND	ND	-	北海道、青森
2		アオダイ	2	0	ND	ND	-	鹿児島
3		アオハタ	2	0	ND	ND	-	福井、鹿児島
4		アオリイカ	2	0	ND	ND	-	長崎
5		アカアマダイ	4	1	0.01	ND	-	山形、徳島、山口、長崎
6		アカガイ	2	0	ND	ND	-	中国
7		アカカマス	8	8	0.08	0.02	0.05	千葉、東京、神奈川、大分、長崎
8		アカハタ	2	0	ND	ND	-	長崎
9		アサリ	2	0	ND	ND	-	千葉、中国
10		アズキハタ	1	1	0.01	0.01	0.01	熊本
11		アラ	1	1	0.01	0.01	0.01	石川
12		アユ	1	0	ND	ND	-	和歌山
13		イサキ	4	0	ND	ND	-	山口、長崎、宮崎
14		イシダイ	2	2	0.04	0.01	0.03	千葉、三重
15	3	イタヤガイ	1	0	ND	ND	-	中国
16		イトヨリダイ	2	1	0.02	ND	0.02	大分、長崎
17	ppm	イボダイ	2	1	0.01	ND	0.01	鹿児島
18		イワガキ	1	0	ND	ND	-	宮崎
19		ウシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
20		ウスメバル	2	0	ND	ND	-	青森
21		ウバガイ	1	0	ND	ND	-	北海道
22		ウメイロ	1	0	ND	ND	-	長崎
23	内	エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	静岡
24	海	エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
25	内	エゾボラ	1	0	ND	ND	-	ロシア
26	湾	エッチュウバイ	1	0	ND	ND	-	山口
27	産	カサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
28	魚	カワハギ	1	0	ND	ND	-	大分
29	介	カンパチ	6	3	0.04	ND	0.02	岩手、千葉、高知、長崎、鹿児島
30	類	キジハタ	1	0	ND	ND	-	新潟
31		キダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
32		キンメダイ	5	2	0.03	ND	0.03	千葉、静岡、高知
33		クエ	1	1	0.02	0.02	0.02	長崎
34		クルマエビ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
35		クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
36		クロソイ	3	1	0.02	ND	0.02	青森
37		クロダイ	7	6	0.12	ND	0.03	茨城、東京、千葉、岡山、兵庫、広島
38		クロムツ	3	1	0.01	0.01	0.01	東京、長崎、鹿児島
39		ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	長崎
40		コウイカ	3	0	ND	ND	-	兵庫、大分
41		コショウダイ	1	1	0.01	0.01	0.01	鹿児島
42		コノシロ	1	1	0.05	0.05	0.05	大阪
43		サクラマス	1	0	ND	ND	-	岩手
44		サザエ	2	0	ND	ND	-	千葉、山口
45		サラガイ	2	0	ND	ND	-	北海道
46		サワラ	7	4	0.23	ND	0.07	岩手、宮城、千葉、富山、石川、韓国、中国
47		シマアジ	9	7	0.07	ND	0.04	千葉、愛媛、高知、鹿児島

表 2-8-4 魚介類のPCB調査結果 (その3)

(令和2年度)

番号	規制値	種類	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
48		シマウシノシタ	1	0	ND	ND	-	兵庫
49		シラウオ	2	0	ND	ND	ND	福島、中国
50		シロアシエビ	1	0	ND	ND	ND	インド
51		シロギス	1	1	0.01	0.01	0.01	千葉
52		シログチ	1	1	0.05	0.05	0.05	東京
53		シロヒラス	1	1	0.02	0.02	0.02	中国
54		スズキ	25	24	0.36	ND	0.09	宮城、福島、千葉、東京、神奈川、愛知、愛媛
55		タイラギ	2	0	ND	ND	ND	愛知
56		タチウオ	4	4	0.19	0.04	0.10	千葉
57		チダイ	5	1	0.01	ND	0.01	青森、千葉、山口、大分、鹿児島
58		ツバイ	1	1	0.01	0.01	0.01	三重
59		トリガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	大阪
60		ナミガイ	2	0	ND	ND	-	愛知
61		ナイルアカメ	1	0	ND	ND	-	タンザニア
62		ニジマス	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
63		バナナエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
64		ハマグリ	4	0	ND	ND	-	茨城、千葉
65		ハマダイ	1	0	ND	ND	-	東京
66		ハモ	4	1	0.03	ND	0.03	三重、兵庫、熊本
67		ヒラスズキ	1	0	ND	ND	-	熊本
68		ヒラマサ	1	1	0.03	0.03	0.03	鹿児島
69		ブリ	6	5	0.10	ND	0.07	北海道、神奈川、愛媛、高知、福岡、長崎
70		ホウボウ	4	1	0.04	ND	0.04	青森、宮城、福島、千葉
71		ホタテガイ	2	0	ND	ND	ND	北海道、岩手
72		ボラ	1	1	0.08	0.08	0.08	大阪
73	3	マアジ	6	2	0.04	0.02	0.03	千葉、静岡、石川、長崎
74		マアナゴ	2	0	ND	ND	-	岩手、茨城
75	ppm	マガキ	3	0	ND	ND	-	岩手、宮城
76		マゴチ	3	0	ND	ND	-	千葉、大分
77		マジエランアイナメ	1	0	ND	ND	-	スペイン
78		マダイ	4	1	0.01	ND	0.01	香川、長崎、大分、鹿児島
79		マダコ	1	0	ND	ND	-	神奈川
80		マトウダイ	1	0	ND	ND	-	青森
81	内	マナガツオ	1	1	0.01	0.01	0.01	熊本
82	海	マナマコ	1	1	0.01	0.01	0.01	石川
83	内	マハタ	2	1	0.01	ND	0.01	三重
84	湾	マボヤ	2	1	0.03	ND	0.03	宮城
85	産	ムツ	10	5	0.02	ND	0.01	静岡
86	魚	ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	-	青森、宮城
87	介	メイチダイ	1	0	ND	ND	-	三重
88	類	メジナ	1	1	0.02	0.02	0.02	神奈川
89		メダイ	1	0	ND	ND	-	東京
90		ヤマメ	1	0	ND	ND	-	岩手
91		ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	茨城、タイ
92		ユメカサゴ	1	0	ND	ND	-	長崎
小計			229	98				
合計			307	126				

注1 NDは定量下限値(0.01ppm)未満

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 委託検査機関

4 調査結果

TBTOについては、125魚種228検体を調査した結果、最大値0.04ppm、最小値定量下限値未満であった(表2-8-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.94ppmを指標として、この濃度を超えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリソリン類の調査結果は表2-8-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-8-5 TPT等の調査結果

(令和2年度)

物質名	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	188	18	0.03	ND	0.01	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	0	ND	-	
	Cis-クロルデン	40	4	0.004	ND	0.003
	オキシクロルデン	40	1	0.002	ND	0.002
	Trans-ノナクロル	40	3	0.006	ND	0.006
	Cis-ノナクロル	40	3	0.003	ND	0.002
ドリソリン類	アルドリソリン	40	0	ND	-	
	エンドリン	40	0	ND	-	
	ディルドリン	40	2	0.001	ND	0.001
その他農薬	16	0	ND	ND	-	

注1 NDは、定量下限値未満のもの

TPT・その他の農薬:0.01ppm

クロルデン類・ドリソリン類:0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表2-8-6 魚介類のTBT調査結果(その1)

(令和2年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値(ppm)			出荷地	
					最大	最小	平均		
1	I 群	魚網又はいけすを 使用して養殖される 魚介類	イサキ	3	0	ND	ND	-	愛媛、鹿児島
2			イワガキ	1	1	0.04	0.04	0.04	長崎
3			カワハギ	1	0	ND	ND	-	長崎
4			カンパチ	3	0	ND	ND	-	香川、愛媛、高知
5			ギンザケ	1	0	ND	ND	-	宮城
6			シマアジ	6	0	ND	ND	-	愛媛
7			スズキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
8			タイセイヨウサケ	1	0	ND	ND	-	ノルウェー
9			ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
10			ヒラメ	4	0	ND	ND	-	大分、長崎
11			ブリ	6	0	ND	ND	-	香川、高知、愛媛、長崎、鹿児島
12			ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
13			マサバ	3	0	ND	ND	-	長崎、鹿児島
14			マスノスケ	1	0	ND	ND	-	ニュージーランド
15			マダイ	4	0	ND	ND	-	愛媛
16			マハタ	3	0	ND	ND	-	三重
小計			40	1					
1	II 群	内湾で養殖される 魚介類	アカガイ	2	1	0.02	ND	0.02	中国、韓国
2			イワガキ	2	0	ND	ND	-	宮崎、富山
3			イサキ	1	0	ND	ND	-	愛媛
4			ウシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
5			エゾアワビ	1	0	ND	ND	-	韓国
6			エゾイシカゲガイ	1	0	ND	ND	-	岩手
7			カンパチ	1	0	ND	ND	-	高知
8			サザエ	2	0	ND	ND	-	山口、長崎
9			シマアジ	1	0	ND	ND	-	愛媛
10			シロアシエビ	1	0	ND	ND	-	インドネシア
11			天使のエビ	1	0	ND	ND	-	ニューカレドニア
12			トコブシ	1	0	ND	ND	-	韓国
13			トリガイ	1	0	ND	ND	-	大阪
14			ハマグリ	2	0	ND	ND	-	中国
15			ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
16			ブリ	1	0	ND	ND	-	高知
17	ホタテガイ	5	0	ND	ND	-	北海道、青森、宮城		
18	マガキ	2	0	ND	ND	-	岩手		
19	マダイ	2	0	ND	ND	-	三重、熊本		
20	マハタ	1	0	ND	ND	-	三重		
21	マボヤ	3	0	ND	ND	-	宮城		
22	ムラサキイガイ	2	0	ND	ND	-	宮城		
小計			35	1					
1	III 群	内湾で漁獲される 魚介類	アイナメ	3	0	ND	ND	-	北海道
2			アオリイカ	1	0	ND	ND	-	三重
3			アカアマダイ	1	0	ND	ND	-	石川
4			アカガイ	1	0	ND	ND	-	宮城
5			アカカマス	3	0	ND	ND	-	千葉、大分
6			アカガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
7			アサリ	1	0	ND	ND	-	静岡
8			イサキ	1	0	ND	ND	-	三重
9			インダイ	1	0	ND	ND	-	宮崎
10			イトヨリダイ	1	0	ND	ND	-	長崎
11			イボダイ	1	0	ND	ND	-	千葉
12			イワガキ	1	0	ND	ND	-	宮崎
13			ウチムラサキ	1	0	ND	ND	-	愛知
14			ウバガイ	3	0	ND	ND	-	北海道
15			エゾボラ	2	0	ND	ND	-	北海道
16			カミナリイカ	1	0	ND	ND	-	愛知県
17			カワハギ	1	0	ND	ND	-	大分
18			カンパチ	1	0	ND	ND	-	千葉
19			キジハタ	1	0	ND	ND	-	宮崎
20			クロウシノシタ	1	0	ND	ND	-	宮崎
21			ケンサキイカ	3	0	ND	ND	-	京都、島根、長崎
22			クロダイ	4	0	ND	ND	-	茨城、千葉、兵庫
23			コシヨウダイ	1	0	ND	ND	-	東京

表2-8-6 魚介類のT B T O調査結果(その2)

(令和2年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出		検出値(ppm)			出荷地
				検体数	最大	最小	平均		
24	III 群	コノシロ	3	0	ND	ND	-	東京、石川、大阪	
25		ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	千葉	
26		サクラマス	1	0	ND	ND	-	北海道	
27		サザエ	2	0	ND	ND	-	三重、山口	
28		サラガイ	1	0	ND	ND	-	北海道	
29		シマアジ	1	0	ND	ND	-	大分	
30		シラエビ	1	0	ND	ND	-	富山	
31		シロギス	3	0	ND	ND	-	東京、千葉	
32		シログチ	3	0	ND	ND	-	東京、熊本、鹿児島	
33		スズキ	16	0	ND	ND	-	千葉、東京	
34		スルメイカ	1	0	ND	ND	-	和歌山	
35		タイラギ	1	0	ND	ND	-	愛知	
36		タチウオ	3	0	ND	ND	-	千葉、和歌山	
37		トリガイ	2	0	ND	ND	-	東京、大阪	
38		ナミガイ	2	0	ND	ND	-	愛知	
39		バイ	1	0	ND	ND	-	山口	
40		ババガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道	
41		ハマグリ	2	0	ND	ND	-	千葉、三重	
42		ヒラマサ	1	0	ND	ND	-	鹿児島	
43		ホウボウ	2	0	ND	ND	-	千葉、兵庫	
44		ホタルイカ	1	0	ND	ND	-	富山	
45		ホッコクアカエビ	2	0	ND	ND	-	北海道	
46		ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	-	千葉	
47		マアジ	2	0	ND	ND	-	千葉	
48		マアナゴ	1	0	ND	ND	-	東京	
49		マイワシ	2	0	ND	ND	-	岩手、大阪	
50		マガレイ	2	0	ND	ND	-	北海道	
51		マコガレイ	1	0	ND	ND	-	東京	
52		マゴチ	2	0	ND	ND	-	千葉、香川	
53		マサバ	2	0	ND	ND	-	青森、千葉	
54		マダイ	1	0	ND	ND	-	千葉	
55		マダコ	2	0	ND	ND	-	宮城、神奈川	
56		ムツ	10	0	ND	ND	-	静岡	
57		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	-	宮城	
58		メイトガレイ	1	0	ND	ND	-	東京	
59		メジナ	1	0	ND	ND	-	神奈川	
60		モロトゲアカエビ	1	0	ND	ND	-	北海道	
61		ヤリイカ	2	0	ND	ND	-	岩手、愛媛	
小計			118	0					
1		IV 群	アオダイ	1	0	ND	ND	-	鹿児島
2			アオリイカ	1	0	ND	ND	-	神奈川
3			アカメバル	1	0	ND	ND	-	青森
4			イサキ	1	0	ND	ND	-	長崎
5			イワシクジラ	1	0	ND	ND	-	北西太平洋
6			カツオ	3	0	ND	ND	-	宮城、千葉
7			キンメダイ	1	0	ND	ND	-	千葉
8			クロガレイ	1	0	ND	ND	-	北海道
9			クロマグロ	1	0	ND	ND	-	アメリカ
10			ケンサキイカ	1	0	ND	ND	-	島根
11			ゴマサバ	1	0	ND	ND	-	宮城
12			サケ	1	0	ND	ND	-	北海道
13			サワラ	2	0	ND	ND	-	千葉、富山
14			サンマ	2	0	ND	ND	-	北海道
15			スズキ	1	0	ND	ND	-	宮城
16			スルメイカ	3	0	ND	ND	-	石川、福井、鳥取
17			トビウオ	1	0	ND	ND	-	宮崎
18			ニシン	1	0	ND	ND	-	北海道
19			ホッケ	1	0	ND	ND	-	北海道
20			マイワシ	2	0	ND	ND	-	北海道、鳥取
21			マコガレイ	1	0	ND	ND	-	宮城
22			マゴチ	1	0	ND	ND	-	長崎
23	マサバ		2	0	ND	ND	-	岩手、千葉	
24	ミナミマグロ		2	0	ND	ND	-	オーストラリア、大西洋	
25	ミンククジラ		1	0	ND	ND	-	南氷洋	
26	メバチ		1	0	ND	ND	-	大西洋	
小計			35	0					
総計			228	2					

注1 NDは、定量下限値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体の平均値

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。

一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナー PCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

そこで、福祉保健局では従来から、都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類に含まれるダイオキシン類及び内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の調査を継続的に実施している。

令和2年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

魚類：ボラ、スズキ、マアナゴ、マコガレイ各8検体

貝類：ホンビノスガイ6検体

計38検体

(2) 採取地点

ア 魚 類：隅田川河口、城南島北側沿岸（以下「漁場1」という。）、羽田空港北側沿岸（以下「漁場2」という。）

イ 貝 類：三枚洲、羽田沖

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網、マアナゴはアナゴ筒により、貝類はジョレンを用いて採集した。

なお、採集については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただし、マアナゴ及びマコガレイは皮付き）約1kgを、貝類は、むき身約1kgを1検体とした。

なお、単一の個体で1kgを確保できない場合は、複数の個体の合計で約1kgとし、1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

表2-8-7のとおり

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表2-8-8のとおり

ウ その他

水分含有量及び脂肪含有量を測定した。

(6) 分析方法

ア ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(ア) PCB

衛生試験法注解(2000)「食品汚染物試験法」に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(イ) TBT、TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA, 2003) に準じた。試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50～120%の許容範囲にあることを確認した。

(ウ) DDT、DDE、DDD、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

生物モニタリング調査マニュアル（環境庁、昭和62年5月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

(エ) アルキルフェノール類、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

外因性内分泌かく乱化学物質調査暫定マニュアル（平成10年10月）に準じた。試料に標準物質を添加し、添加回収試験*を行った。

*添加回収試験の回収率の許容範囲は、化学物質環境実態調査結果の手引き（環境省、平成27年度版）に基づき、標準物質の回収率は70～120%を目安とし、良好な結果を得た。

ウ 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

(7) 分析機関

健康安全研究センター

エ 脂肪含有量

加圧流体抽出法

表2-8-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

分類		項目名	定量下限
PCDD	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD、1, 3, 6, 8-TCDD、1, 3, 7, 9-TCDD、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD、1, 2, 3, 4, 7-PCDD、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDD、1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDD、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDD、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDD、その他	
		Octa-CDD	0.1 pg/g
PCDF	4 塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF、1, 3, 6, 8-TCDF、その他	0.01 pg/g
	5 塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF、1, 2, 3, 7, 8-PCDF、その他	
	6 塩化物	1, 2, 3, 4, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 6, 7, 8-HCDF、 1, 2, 3, 7, 8, 9-HCDF、2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、その他	0.05 pg/g
	7 塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HCDF、1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HCDF、その他	
		Octa-CDF	0.1 pg/g
コプラナーPCB (non-ortho)	4 塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)、3, 4, 4', 5-TCB (#81)	0.1 pg/g
	5 塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)	
	6 塩化物	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)	
コプラナーPCB (mono-ortho)	5 塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)、2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)、 2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)、2', 3, 4, 4', 5-PCB (#123)	0.1 pg/g
	6 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)、 2, 3, 3', 4, 4', 5'-HCB (#157)、 2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7 塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

表 2-8-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

物質名	内訳	定量下限
PCB		0.001 ppm
ペンタクロロフェノール		0.001 ppm
DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT	0.001 ppm
DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE、p, p'-DDE、o, p'-DDD、p, p'-DDD	0.001 ppm
TBT	TBT	0.001 ppm
TPT	TPT	0.001 ppm
アルキルフェノール類	4-tert-ブチルフェノール、 4-n-ペンチルフェノール、 4-n-ヘキシルフェノール、 4-tert-オクチルフェノール、 4-n-オクチルフェノール、 4-n-ヘプチルフェノール	0.0015 ppm
	ノニルフェノール	
2,4-ジクロロフェノール		0.001 ppm
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル		0.01 ppm
ベンゾフェノン		0.001 ppm

2 調査結果

(1) ダイオキシン類

表 2-8-9（個別検体の検査結果）、表 2-8-10（魚種毎の平均値）のとおりであった（毒性等量は、検査結果が定量下限値未満だった物質は定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。）。

また、これらの経年変化は、図 2-8-1 及び図 2-8-2 のとおりである。

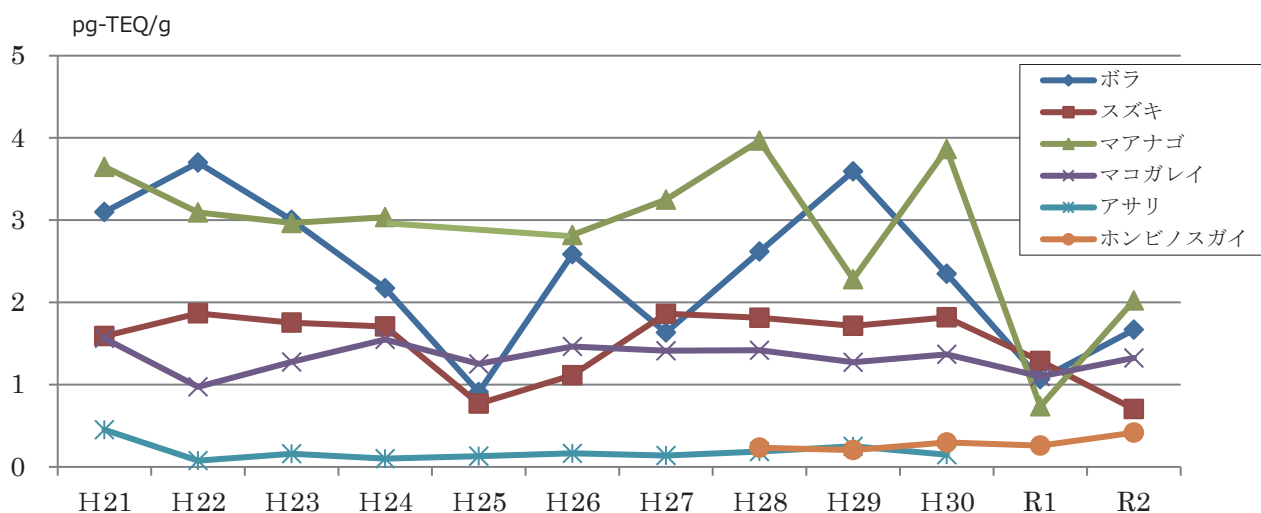


図 2-8-1 東京湾産魚介類の魚種別ダイオキシン類濃度の推移

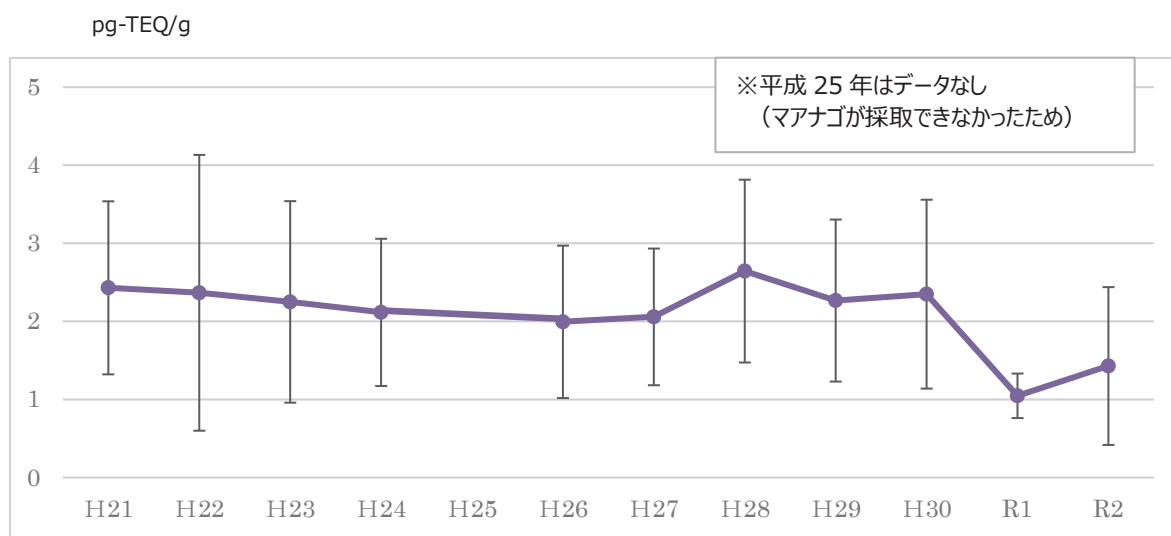


図 2-8-2 東京湾産魚類のダイオキシン類濃度の推移（貝類を除く 4 魚種の平均±SD）

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

表 2-8-11（個別検体の検査結果）、表 2-8-12（魚種毎の平均値）のとおりであった。

3 まとめ

(1) ダイオキシン類

ア 魚類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 1.43 pg-TEQ/g であった。

イ 貝類のダイオキシン類濃度平均は、漁場全体で 0.42 pg-TEQ/g であり、魚類より低い値を示した。

ウ 「令和2年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」(トータルダイエット調査)によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、0.40 pg-TEQ/kg・bw/day (このうち魚介類由来は0.33 pg-TEQ/kg・bw/day) である。

この平均的な食事に占める内湾産魚類が、全て今回の調査対象とした東京湾産魚類であり、これを加熱等の調理を行わず、全て生食で食事に取り入れると仮定した場合の、食事由来ダイオキシン類摂取量を試算したところ、食事全体からのダイオキシン類

摂取量(魚介類以外の食品に由来するダイオキシン類も含む。)は、0.51 pg-TEQ/kg・bw/day であった(表 2-8-13)。

この摂取量は、一般的な生活環境における大気、水、土壌から人体にばく露される推計量(0.010 pg-TEQ/kg・bw/day)を合わせても、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する耐容一日摂取量: 4pg-TEQ/kg・bw/day を下回っている。

この摂取量の経年変化を図 2-8-3 に示す。試算から得られる食事全体からのダイオキシン類摂取量は、例年どおりの推移となった。

表 2-8-13 ダイオキシン類一日摂取量試算値の比較

(単位: pg-TEQ/kg・bw/day)

	都民の平均的な食事からの摂取量 (H30)	本試算による摂取量
食事全体からの摂取量	0.40	0.51^{※1}
④内海内湾産魚類由来	0.04 ^{※1}	0.15 ^{※1}
⑤内海内湾以外の生魚介類・魚介類加工品由来	0.29 ^{※1}	0.29 ^{※1}
⑥魚介類以外の食品群由来	0.07	0.07

※1 摂取量は本試算により推計

※2 内海内湾産魚類を全て、東京湾産を生食すると仮定して試算

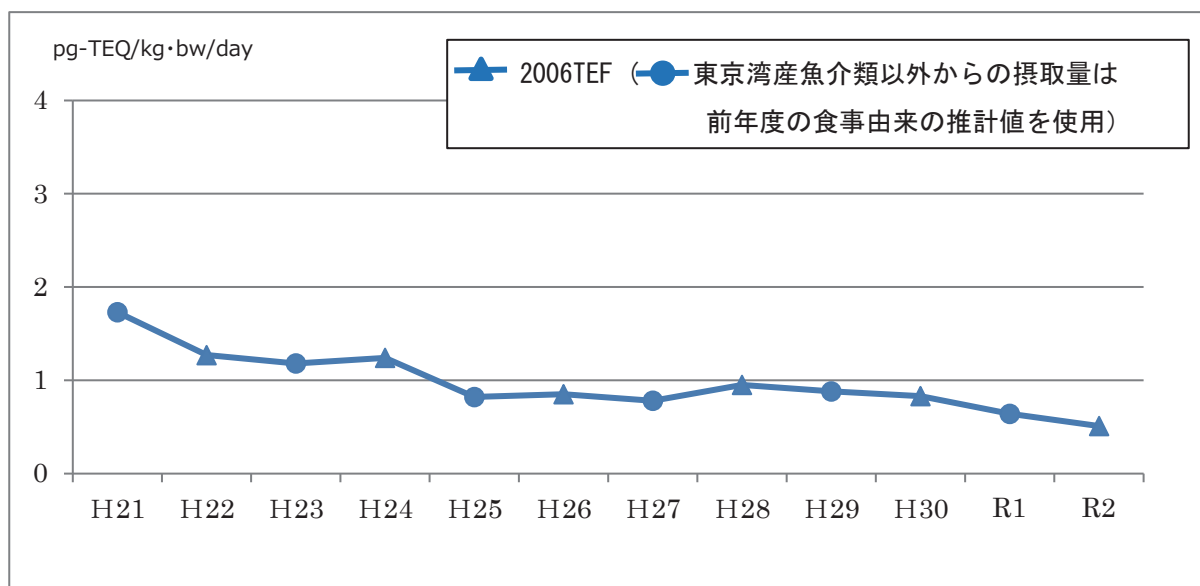


図 2-8-3 東京湾産魚介類喫食時のダイオキシン類一日摂取量試算値の推移

エ 試算方法

(ア)内海内湾魚類と遠洋沖合魚類の摂取量

(農林水産省・平成29年食料需給表)

内海内湾 : 725千トン

遠洋沖合 : 1,980千トン

(イ)都民の魚介類摂取量(一日体重50kg当たり)

魚介類 : 50.6(g/day)

(内訳)生魚介類 : 25.8(g/day) (このうち魚類 : 19.7(g/day))

魚介加工品 : 24.8(g/day)

(ウ)内海内湾魚類の摂取量

 $19.7(\text{g/day}) \times 725 / (725 + 1,980) \approx 5.3(\text{g/day})$

(エ)内海内湾魚類(東京湾産魚類と仮定)由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

[魚類全体・漁場全体のダイオキシン類平均値] ×

(ウ) ÷ [体重50kg] = $1.43(\text{pg-TEQ/g}) \times$ $5.3(\text{g/day}) \div 50(\text{kg} \cdot \text{bw}) = 0.15(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

(オ)内海内湾魚類以外の生魚介類及び魚介加工品由来の体重当たりダイオキシン類摂取量

[トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類]

× [魚介類全体における内海内湾魚介類以外の魚介類の構成比] = $0.33(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$ × $(50.6 - 5.3)(\text{g}) / 50.6(\text{g}) = 0.29(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

(カ)魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

[トータルダイオキシン類調査による食事由来ダイオキシン類] -

[トータルダイオキシン類調査による魚介類由来ダイオキシン類]

= $0.40 - 0.33 = 0.07(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

(キ)食事全体からのダイオキシン類摂取量

(エ) + (オ) + (カ) = $0.15 + 0.29 + 0.07$ = $0.51(\text{pg-TEQ/kg} \cdot \text{bw/day})$

※東京湾産魚類のダイオキシン類濃度以外の数値は、「令和2年度食事由来の化学物質摂取量推計調査」(令和3年 東京都福祉保健局)から引用

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

ア PCBは全ての検体から検出された。最も高い検出値は、漁場2で採取したボラ0.234ppmだった。いずれも内海内湾魚介類に係る暫定的規制値(昭和47年厚生省)3ppmを下回った。

イ DDT及びその代謝物は全ての魚類から検出された。最も高い検出値は、隅田川河口漁場2で採取したマアナゴの0.022ppm(DDT及び代謝物の和)だった。いずれも魚類に係る食品衛生法の残留基準値3ppmを下回った。

また、貝類からは検出されなかった。

ウ TBT及びTPTは、多くの検体から検出された。最も高い検出値は、TBTが羽田沖で採取したホンビノスガイ0.011ppm、TPTが隅田川河口及び漁場2で採取したマアナゴ0.012ppmだった。検出値は、国際機関(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)の評価による一日摂取許容量(TBT:0.0005mg/kg·bw/day、TPT:0.0005mg/kg·bw/day)等と比較して、小さな値であった。

エ アルキルフェノール類のうち、ノニルフェノールと4-t-オクチルフェノールが検出された検体があった。ノニルフェノールの最も高い検出値は羽田沖で採取されたホンビノスガイの0.04ppmであった。4-t-オクチルフェノールの最も高い検出値は三枚洲及び羽田沖で採取されたホンビノスガイの0.0028ppmであった。その他のアルキルフェノール類は検出されなかった。

ベンゾフェノン(ベンゾフェノール)はマアナゴから検出された。最も高い検出値は隅田川河口部及び漁場1で採取した検体の0.002ppmであった。

アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール及び2,4-ジクロロフェノールは検出されなかった。

用語説明

ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCB (Co-PCB) の総称
コプラナーPCB (Co-PCB)	PCDD 及び PCDF と類似した生理作用を示す一群の PCB 類
pg (ピコグラム)	1兆分の1グラム。 1 pg=0.001 ng=0.000001 μg=0.000000001 mg =0.000000000001 g
TEQ (毒性等量)	毒性等価係数(ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の物質のそれぞれの毒性の強さを換算した係数)を用いて、ダイオキシン類の毒性を総計した値を示す単位
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
DDT	ジクロロジフェニルトリクロロエタンの略
TBT	トリブチルスズの略、複数の物質がある TBT 化合物の総称
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で100万分の1を表す。 この調査においては μg/g、mg/Kg と同じ意味
/kg・bw/day	一日当たり体重1kg当たりの量

表2-8-9 ダイオキシン毒性等量 (ND= LOQ/2)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
				ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コブラナーPCB
1	ボラ	隅田川河口部	2.5	1.04	0.18	0.87	41	6.9	34
2			3.1	1.47	0.23	1.24	48	7.5	40
3			2.5	1.13	0.18	0.95	45	7.1	38
4		漁場 1	3.2	2.40	0.43	1.97	74	13	61
5			3.8	3.13	0.50	2.63	82	13	69
6		漁場 2	1.0	0.72	0.14	0.58	75	15	60
7			1.5	0.58	0.12	0.45	39	8.3	30
8			3.8	2.87	0.52	2.35	75	14	61
9	スズキ	隅田川河口部	1.0	0.48	0.11	0.37	48	11	37
10			0.5	0.50	0.09	0.41	92	17	75
11		漁場 1	0.7	0.55	0.12	0.43	73	16	57
12			0.5	0.55	0.13	0.42	113	27	86
13			0.6	1.23	0.24	0.98	222	44	178
14		漁場 2	0.4	0.66	0.21	0.45	168	53	115
15			1.0	1.05	0.20	0.85	101	20	81
16			0.7	0.61	0.16	0.45	93	24	69
17	マアナゴ	隅田川河口部	11.1	0.93	0.18	0.75	8.4	1.7	6.7
18			12.3	1.05	0.26	0.80	8.5	2.1	6.4
19		漁場 1	11.4	1.29	0.37	0.92	11	3.2	8.1
20			13.3	1.33	0.31	1.01	10	2.4	7.6
21			12.4	1.15	0.32	0.83	9.3	2.6	6.7
22		漁場 2	11.0	4.65	0.23	4.42	43	2.1	40
23			10.2	4.38	0.68	3.70	43	6.7	36
24			10.4	1.39	0.67	0.72	13	6.4	6.9
25	マコガレイ	隅田川河口部	0.6	1.19	0.24	0.95	198	39	158
26			0.4	1.54	0.24	1.30	345	54	291
27		漁場 1	0.5	0.99	0.17	0.81	204	36	168
28			0.5	1.09	0.25	0.84	238	54	183
29			0.5	2.08	0.25	1.83	432	52	380
30		漁場 2	0.6	1.34	0.24	1.10	238	42	196
31			0.6	1.40	0.27	1.13	221	43	179
32			0.4	0.97	0.19	0.78	244	48	196
33	ホンビノスガイ	三枚洲	0.6	0.38	0.12	0.26	65	21	44
34			0.5	0.40	0.12	0.28	75	22	53
35			0.5	0.39	0.11	0.28	75	21	54
36		羽田沖	0.5	0.49	0.13	0.36	106	28	78
37			0.5	0.44	0.12	0.32	88	23	64
38			0.6	0.40	0.11	0.28	71	21	51

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-10 ダイオキシン類毒性等量の平均値 (ND= LOQ/2)

(単位: pg-TEQ/g(湿重量)) WHO-2006 TEF を使用

魚種	採取地点	総脂肪	1g当たりの毒性等量			脂肪1g当たりの毒性等量		
		(%)	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
ボラ	漁場全体の平均	2.7	1.67	0.29	1.38	60	10.6	49
スズキ	漁場全体の平均	0.7	0.70	0.16	0.54	114	26	87
マアナゴ	漁場全体の平均	11.5	2.02	0.38	1.64	18.3	3.4	15
マコガレイ	漁場全体の平均	0.5	1.32	0.23	1.09	265	46	219
魚類全体の平均		3.8	1.43	0.26	1.17	114	22	93
ホンビノスガイ	漁場全体の平均	0.5	0.42	0.12	0.30	80	23	57
貝類全体の平均		0.5	0.42	0.12	0.30	80	23	57

※毒性等量は、検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質が定量下限値の 1/2 量含まれると仮定して積算した。

表 2-8-12 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質濃度の平均値 (ND=0)

単位：ppm (湿重量)

生物種	採取地点	水分 %	脂分 (%)	PCB	DDT		DDE,DDD			TBT	TPT	アルキルフェノール類						ベンジジエン 2,3,7,8-テトラヒドロ ペリレン	ベンジピレン 1,2,3,4,9,10,11,12-オクタヒドロ ペリレン	2,4,6-トリクロロ フェノール
					o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD			p,p'-DDD	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチル フェノール	4-tert-ブチル フェノール	4-tert-ブチル フェノール	4-tert-ブチル フェノール			
ボラ	漁場全体の平均	75.3	2.7	0.098	0.001	0.002	0.000	0.004	—	0.001	—	—	—	—	—	—	—	—		
スズキ	漁場全体の平均	78.2	0.7	0.035	—	—	—	0.002	—	—	0.003	—	—	—	—	—	—	—		
マアナゴ	漁場全体の平均	70.3	11.5	0.056	—	—	—	0.006	—	0.001	0.000	—	—	—	—	—	—	—		
マコガレイ	漁場全体の平均	77.4	0.5	0.056	—	—	—	0.004	—	—	0.002	—	—	—	—	—	—	—		
魚類全体の平均		75.3	3.8	0.061	0.000	0.000	0.000	0.004	—	0.000	0.001	0.003	—	—	—	—	—	—		
ホシノスガイ	漁場全体の平均	88.4	0.5	0.032	—	—	—	—	—	—	0.010	—	—	—	—	—	—	—		
貝類全体の平均		88.4	0.5	0.032	—	—	—	—	—	—	0.010	—	—	—	—	—	—	—		

※平均は、定量下限未満 (ND) を 0 と仮定して算出した。
 なお、全データが ND だった場合の平均は、「—」と表記した。

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

PCB、有機スズ等の化学物質による流通魚介類の汚染状況を把握するため、東京都では、従来より実態調査を実施しているところである。

令和2年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査期間

令和2年4月から令和3年3月まで

2 調査の概要

中央卸売市場に流通する魚介類（可食部）を検体とした。調査対象物質ごとの検体数及び定量下限は、表2-8-14のとおりである。

表2-8-14 検体数

調査対象物質	検体数	定量下限
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	140	0.001 ppm
トリブチルスズオキシド (TBTO) *	135	0.001 ppm
トリフェニルスズ (TPT)	135	0.001 ppm
ドリン類 (アルドリン、エンドリン、ディルドリン)	各 40	0.001 ppm
クロルデン類 (trans-クロルデン、cis-クロルデン、オキシクロルデン、trans-ノナクロル、cis-ノナクロル)	各 40	0.001 ppm

※トリブチルスズ化合物 (TBT) については、昭和60年4月当時の厚生省通知により、市場流通する魚介類を対象に検査の実施が求められているTBTO (トリブチルスズ化合物の一種) に換算した。

3 分析方法

(1) PCB

衛生試験法注解 (2000) 準拠法
試料に標準物質を添加し、回収率が70~120%の許容範囲にあることを確認した。

(2) TBTO 及び TPT

EPA METHOD 8323 (US EPA, 2003) 準拠法
試料に内部標準物質を添加し、内部標準物質の回収率が50~120%の許容範囲にあることを確認した。

(3) ドリン類及びクロルデン類

健安研セ年報 56, p211, 2005 準拠法
食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドライン (H22年12月厚生労働省通知) に従い、真度、併行精度及び室内精度が目標値 (真度70~120%、併行精度25%未満、室内精度30%未満) に適合していることを確認した。

4 調査機関

健康安全研究センター
一般財団法人 日本食品検査

5 調査結果

各物質の検出状況は、表2-8-15のとおりである。個別の検体に関する検査結果は、表2-8-16~表2-8-18のとおりである。

表2-8-15 令和2年度流通魚介類の実態調査結果 単位: ppm (湿重量)

物質名		検体数	検出数	検出率 (%)	最大検出値	平均*
PCB		140	103	73.6	0.111	0.008
TBTO		135	38	28.1	0.015	0.001
TPT		135	81	60.0	0.027	0.003
ドリン類	アルドリン	40	0	0	—	—
	エンドリン	40	0	0	—	—
	ディルドリン	40	2	5.0	0.001	0.000
クロルデン類	trans-クロルデン	40	0	0	—	—
	cis-クロルデン	40	4	10.0	0.004	0.000
	オキシクロルデン	40	1	2.5	0.002	0.000
	trans-ノナクロル	40	3	7.5	0.006	0.000
	cis-ノナクロル	40	3	7.5	0.003	0.000

※検査結果が定量下限未満 (ND) であった物質を0として算出した。

(1) PCB
140 検体中 103 検体 (73.6 %) から PCB を検出した。最大値はタチウオの 0.111 ppm であった。いずれの検体も、厚生省による暫定的規制値 (昭和 47 年 8 月 24 日付環食第 442 号「食品中に残留する PCB の規制について」、内海内湾魚介類：3 ppm、遠洋沖合魚介類：0.5 ppm) を下回った。

(2) TBTO
135 検体中 38 検体 (28.1 %) から TBTO が検出された。最大値はアカガイの 0.015 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、当該アカガイを一日当たり 1.0 kg 喫食しないと、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による経口暴露に対する指針値 0.0003 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 25.8 g (「平成 29 年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(3) TPT
135 検体中 81 検体 (60.0 %) から TPT が検出された。最大値はハマグリ の 0.027 ppm であった。体重 50 kg の成人の場合、一日当たり 926 g 喫食しないと、JMPR による一日摂取許容量 0.0005 mg/kg・bw/day を超えない。一般的な都民の一日当たり生魚介類喫食量は 25.8 g (「平成 29 年東京都民の健康・栄養状況」) であることから、最大値を示した検体も、食品としては十分に低い値であると考えられる。

(4) 農薬 (ドリソ類及びクロルデン類)
40 検体を検査した。
ドリソ類のうち、ディソドリソが 2 検体から 0.001 ppm 検出された。アルドリソ及びエンドリソは検出されなかった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (アルドリソ及びディソドリソの和として 0.01 ppm) を下回った。
クロルデン類のうち、cis-クロルデンが 4 検体から 0.001~0.004 ppm、オキシクロルデンが 1 検体から 0.002 ppm、trans-ノナクロルが 3 検体から 0.005~0.006 ppm、cis-ノナクロルが 3 検体から 0.001~0.003 ppm それぞれ検出された。複数のクロルデン類を検出した検体もあり、重複を除くと、4 検体からの検出であった。いずれの検体も、魚介類に係る食品衛生法の基準値 (trans-ク

ロルデン、cis-クロルデン及びオキシクロルデンの和として 0.05 ppm) 以内となった。

6 まとめ

- (1) PCB は 140 検体中 103 検体 (73.6 %)、TBTO は 135 検体中 38 検体 (28.1 %)、TPT は 135 検体中 81 検体 (60.0 %) から検出された。
- (2) ドリソ類 (3 種類) のうちディソドリソが 40 検体中 2 検体 (5.0 %) 検出された。アルドリソ及びエンドリソは検出されなかった。また、クロルデン類 (5 種類) のうち、cis-クロルデンが 40 検体中 4 検体 (10.0 %)、オキシクロルデンが 40 検体中 1 検体 (2.5 %)、trans-ノナクロルが 40 検体中 3 検体 (7.5 %)、cis-ノナクロルが 40 検体中 3 検体 (7.5 %) から検出された。trans-クロルデンは検出されなかった。
- (3) PCB、TBTO、TPT、ドリソ類及びクロルデン類の検出値は、いずれも食品衛生法の基準値等の範囲内であり、食品安全上問題となるものではなかった。

用語説明

PCB	ポリ塩化ビフェニルの略
TBTO	トリブチルスズオキシドの略。TBT 化合物のうちの一つで、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法) の第一種特定化学物質に指定されている。
TPT	トリフェニルスズの略、複数の物質がある TPT 化合物の総称
ドリソ類	有機塩素系農薬
クロルデン類	有機塩素系農薬
ppm (ピーピーエム)	濃度の単位で 100 万分の 1 を表す。 この調査においては $\mu\text{g/g}$ と同じ意味

表 2-8-16 令和2年度流通魚介類のPCB検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※	魚種	検出値	分類※
アイナメ	0.002	内	カンパチ	ND	内	チダイ	0.001	内	マゴチ	0.002	内
アイナメ	0.002	内	カンパチ	0.003	内	チダイ	0.002	内	マサバ	0.002	遠
アオダイ	ND	内	カンパチ	0.012	内	チダイ	0.002	内	マサバ	0.002	遠
アオダイ	ND	内	キダイ	0.002	内	ナミガイ	ND	内	マサバ	0.047	遠
アオハタ	0.004	内	キチジ	0.024	遠	ナミガイ	0.001	内	マサバ	0.007	遠
アオハタ	ND	内	キチジ	0.016	遠	ババガレイ	ND	遠	マダイ	0.006	内
アオメエソ	0.003	遠	キンメダイ	0.005	内	ハマグリ	ND	内	マダイ	0.004	内
アオリイカ	ND	内	キンメダイ	0.009	内	ハマグリ	ND	内	マダイ	0.003	内
アオリイカ	ND	内	キンメダイ	0.004	内	ハマダイ	ND	内	マダラ	ND	遠
アカアマダイ	0.001	内	クルマエビ	ND	内	ハモ	0.005	内	マトウダイ	ND	内
アカアマダイ	0.001	内	クロガレイ	ND	内	ハモ	0.034	内	マナガツオ	0.011	内
アカガイ	ND	内	クロソイ	0.003	内	ハモ	0.005	内	マハタ	0.006	内
アカカマス	0.039	内	クロソイ	0.003	内	ハモ	0.004	内	ムラサキイガイ	ND	内
アカカマス	0.017	内	クロダイ	0.010	内	ヒラスズキ	0.003	内	メイタガレイ	0.005	遠
アカハタ	0.002	内	クロダイ	0.012	内	ヒラメ	0.004	遠	メイチダイ	0.003	内
アカハタ	0.004	内	クロムツ	0.002	内	ヒラメ	0.001	遠	メカジキ	0.005	遠
アサバカレイ	0.002	遠	クロムツ	0.007	内	ブリ	0.099	内	メダイ	0.001	内
アサリ	ND	内	ケンサキイカ	ND	内	ブリ	0.037	内	メバチ	0.005	遠
アユ	0.004	内	コウイカ	0.002	内	ブリ	0.004	内	ヤマメ	ND	内
イサキ	0.001	内	コウイカ	ND	内	ホウボウ	0.002	内	ヤリイカ	ND	内
イサキ	ND	内	コウイカ	ND	内	ホウボウ	0.001	内			
インガレイ	0.002	遠	ゴマサバ	0.004	遠	ホウボウ	0.002	内			
インダイ	0.011	内	サクラマス	0.006	内	ホタテガイ	ND	内			
イトヨリダイ	ND	内	サザエ	ND	内	ホッケ	0.003	遠			
イボダイ	ND	内	サワラ	0.001	内	ボラ	0.083	内			
イワガキ	0.002	内	サワラ	0.004	内	マアジ	0.035	内			
ウシエビ	ND	内	サワラ	0.010	内	マアジ	0.003	内			
ウスメバル	0.001	内	サンマ	0.002	遠	マアジ	0.002	内			
ウスメバル	0.002	内	シマアジ	0.007	内	マアジ	ND	内			
ウバガイ	ND	内	シマアジ	0.018	内	マアジ	0.002	内			
ウメイロ	ND	内	シマウシノシタ	0.001	内	マアナゴ	0.006	内			
エゾアワビ	0.002	内	スズキ	0.001	内	マアナゴ	0.006	内			
エッチュウバイ	0.001	内	スズキ	0.025	内	マイワシ	0.003	遠			
オオクチイシナギ	0.002	遠	スズキ	0.056	内	マイワシ	0.005	遠			
カツオ	ND	遠	スズキ	0.042	内	マイワシ	0.004	遠			
カツオ	ND	遠	タイセイヨウサケ	0.002	遠	マガキ	0.002	内			
カツオ	0.002	遠	タイラギ	ND	内	マガキ	0.002	内			
カラスガレイ	0.049	遠	タチウオ	0.111	内	マコガレイ	ND	遠			
カワハギ	0.002	内	タチウオ	0.044	内	マコガレイ	0.002	遠			
カンパチ	0.002	内	チダイ	ND	内	マゴチ	0.005	内			

昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」の定義に基づく。

内：内海内湾産魚介類（暫定規制値 3ppm） 遠：遠洋沖合魚介類（暫定規制値 0.5ppm）

表 2-8-17 令和2年度流通魚介類のTBTO及びTPT検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	検出値		魚種	検出値		魚種	検出値	
	TBTO	TPT		TBTO	TPT		TBTO	TPT
アイナメ	ND	0.002	ケンサキイカ	ND	0.002	ハマグリ	0.004	ND
アイナメ	ND	0.003	ケンサキイカ	ND	0.007	ヒラマサ	ND	0.012
アイナメ	ND	0.002	コショウダイ	ND	0.006	ヒラメ	ND	ND
アオリイカ	ND	0.002	コノシロ	ND	ND	ヒラメ	ND	0.003
アオリイカ	ND	ND	コノシロ	ND	0.002	ブリ	ND	0.013
アカアマダイ	ND	0.009	ゴマサバ	ND	0.008	ブリ	ND	0.004
アカガイ	0.002	0.005	ゴマサバ	ND	0.006	ブリ	ND	ND
アカガイ	0.015	0.001	サクラマス	ND	0.002	ブリ	ND	0.003
アカガイ	0.001	ND	サケ	ND	ND	ホタテガイ	0.002	ND
アカカマス	0.004	0.006	サザエ	ND	ND	ホタテガイ	0.001	ND
アカガレイ	ND	0.004	サザエ	ND	ND	ホタテガイ	ND	ND
アカメバル	ND	0.010	サザエ	0.001	ND	ホタルイカ	ND	0.010
アサリ	0.006	ND	サラガイ	ND	ND	ホッケ	ND	0.009
イサキ	ND	0.010	サワラ	0.001	0.009	ホッコクアカエビ	0.001	0.004
イサキ	0.003	0.004	サンマ	ND	ND	ホッコクアカエビ	ND	0.005
イサキ	ND	0.002	サンマ	ND	ND	マアジ	ND	0.004
イサキ	ND	0.001	シマアジ	ND	ND	マアナゴ	0.001	0.002
インダイ	ND	0.001	シマアジ	0.002	0.001	マイワシ	ND	0.011
イトヨリダイ	ND	0.011	シマアジ	ND	ND	マイワシ	0.009	0.003
イワガキ	ND	ND	シマアジ	ND	0.002	マイワシ	ND	0.002
イワガキ	0.005	ND	シマアジ	ND	ND	マイワシ	ND	0.002
イワガキ	0.003	ND	シラエビ	0.002	0.004	マガキ	0.002	ND
ウシエビ	ND	ND	シロアシエビ	ND	ND	マガレイ	ND	0.003
ウチムラサキ	0.009	ND	シロギス	ND	0.003	マガレイ	ND	ND
ウバガイ	0.004	ND	シロギス	ND	0.002	マコガレイ	ND	0.001
ウバガイ	ND	ND	シログチ	0.003	0.008	マゴチ	ND	0.007
ウバガイ	ND	ND	シログチ	ND	0.009	マサバ	0.002	0.021
エゾアワビ	ND	0.002	スズキ	0.003	0.004	マサバ	ND	0.002
エゾイシカゲガイ	ND	ND	スルメイカ	ND	0.004	マサバ	ND	0.004
エゾボラ	ND	ND	スルメイカ	ND	0.004	マサバ	0.003	0.001
エゾボラ	ND	ND	タイセイヨウサケ	ND	ND	マスノスケ	ND	ND
エビ(ニューカレドニア産)	ND	ND	タイラギ	ND	ND	マダイ	0.001	0.001
カツオ	ND	0.004	タチウオ	0.004	0.002	マダイ	ND	0.001
カツオ	ND	0.011	トコブシ	ND	0.002	マダイ	0.006	ND
カミナリイカ	ND	0.002	トビウオ	ND	0.001	マダコ	ND	ND
カワハギ	0.002	0.002	トリガイ	0.003	ND	マダコ	0.002	ND
カワハギ	ND	ND	トリガイ	ND	ND	マハタ	0.007	0.001
カンパチ	ND	0.013	ナミガイ	ND	ND	マハタ	0.003	ND
カンパチ	ND	0.009	ナミガイ	0.001	ND	マボヤ	ND	ND
キジハタ	ND	0.004	ニシン	ND	0.004	マボヤ	ND	ND
クロウシノシタ	ND	0.001	バイ	ND	0.016	ムラサキイガイ	0.001	ND
クロガレイ	ND	0.002	ババガレイ	ND	ND	ムラサキイガイ	0.002	0.001
クロダイ	0.003	0.002	ハマグリ	ND	ND	モロトゲアカエビ	ND	0.015
ケンサキイカ	ND	0.009	ハマグリ	0.002	0.027	ヤリイカ	ND	ND
ケンサキイカ	ND	0.003	ハマグリ	ND	0.015	ヤリイカ	ND	ND

表 2-8-18 令和2年度流通魚介類のドリン類及びクロルデン類検査結果

単位：ppm（湿重量）

魚種	ドリン類			クロルデン類				
	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	t-クロルデン	c-クロルデン	オキシクロルデン	t-ノナクロル	c-ノナクロル
アオハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アオメエソ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アオリイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカアマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカカマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アカハタ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アサバカレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
イトヨリダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウシエビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウスメバル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウメイロ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
エゾアワビ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
オオクチイシナギ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カラスガレイ	ND	ND	0.001	ND	0.004	0.002	0.006	0.001
キチジ	ND	ND	0.001	ND	0.003	ND	0.006	0.001
クロガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロソイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
コウイカ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
サクラマス	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
スズキ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タイセイヨウサケ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
タチウオ	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	0.005	0.003
チダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハマダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハモ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ハモ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヒラメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ホウボウ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ボラ	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND
マアジ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マアナゴ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マイワシ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マコガレイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マゴチ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
マトウダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
メダイ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ヤマメ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

第6 汚染米調査

カドミウム及び残留農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・精米工場）で米穀を採取し、カドミウム及び残留農薬等の含有量調査を実施している。

食品衛生法により、米に含有されるカドミウム及びその化合物は、玄米及び精米中にカドミウムとして0.4 ppmを超えて含有するものであってはならないと定められている。0.4 ppmを超えてカドミウムを検出した場合、都内の当該在庫米の流通停止、及び市場からの排除を行うとともに、農林水産省関東農政局東京都拠点を通じ、生産道府県に対して出荷停止、在庫米の調査、原因の究明等を要請する。

1 検査対象品目

都内に搬入される米穀

2 実施対象施設

都内に米穀倉庫を有する事業者

3 実施機関及び検査機関

健康安全研究センター

4 検査結果（表2-8-19）

164品目をカドミウム検査に供したところ、基準を超えて検出するものはなかった。

また、そのうち20品目を残留農薬検査に供したところ、13品目から残留農薬を検出したが、基準は越えなかった。検査対象農薬は表2-8-20のとおり

表2-8-19 検査結果

	カドミウム	残留農薬
検査品目数	164	20
検出品目数	138	13
基準超過品目数	0	0
最小値 - 最大値 (ppm)	ND - 0.22	ND - 1

ND:検出下限 (0.01 ppm) 未満

表2-8-20 検査対象農薬

分類	用途	農薬
有機リン系農薬 (10種類)	殺虫剤 (9種類)	EPN、キナルホス、クロルピリホス、ジメトエート、ダイアジノン、ピリミホスメチル、プロフェノホス、マラチオン、メチダチオン
	殺菌剤 (1種類)	クロルフェンビンホス
カーバメート系農薬 (8種類)	殺虫剤 (7種類)	イソプロカルブ、カルバリル、ピリミカーブ、フェノキシカルブ、フェノブカルブ、プロボキスル、メチオカルブ
	殺菌剤 (1種類)	ジエトフェンカルブ
含窒素系農薬 (31種類)	殺虫剤 (11種類)	アセタミプリド、イミダクロプリド、エチプロール、クロチアニジン、クロラントラニリプロール、ジノテフラン、チアクロプリド、チアメトキサム、テブフェンピラド、ピリダベン、プロプロフェジン
	殺菌剤 (18種類)	アゾキシストロビン、イソプロチオラン、オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホン、トリシクラゾール、ピラクロストロビン、フェンブコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロピコナゾール、ミクロブタニル、メタラキシル及びメフェノキサム、メプロニル
	除草剤 (2種類)	シマジン、プロメトリン
その他 (1種類)		臭素

第9節 食品表示法（品質事項・保健事項）及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりをみせている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（現・「日本農林規格等に関する法律」、以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局（現・福祉保健局）に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれた。

平成27年4月に、JAS法と健康増進法の食品表示に係る事項は食品表示法に統合され、JAS法由来の事項は品質事項、健康増進法由来の事項は保健事項と定義された。

東京都では、食品衛生法関係各部署等との連携の下、事業者に対する食品表示法（品質事項・保健事項）に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 食品表示法（品質事項）等に基づく表示の適正化

自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に資するため、食品表示法（品質事項）に基づく食品表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、原産地、食品関連事業者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びカットフルーツの4品目については、食品表示法に基づく基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や調査を行っている。

1 指導・相談（表2-9-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。さらに平成24年度から、健康安全研究センターに食品表示監視班を2班設置し、専門性の高い調査を実施している。

表2-9-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	6,866件
指示・文書指導	1件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、令和2年度は1,004店舗を調査し、16件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-9-2）。

また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表 2-9-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	9回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-9-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-9-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品表示法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法）の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表 2-9-3

回数(年月日)	会場	登録者数*
第1回	中止	
第2回(3年2月26日)	都庁大会議場	108人
計		108人

※ 登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) 味の素冷凍食品株式会社における食品表示を中心としたお客様とのコミュニケーション紹介／味の素冷凍食品株式会社 品質保証部
- (イ) 食品添加物表示制度見直しの背景と今後の課題／一般社団法人日本食品添加物協会

表 2-9-4

実施年月日	会場	受講者数
2年12月2日	練馬文化センター	313人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示は食品表示法等に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、食品表示法（品質事項）に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀店）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一

次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導 (表 2-9-5)

表示されていた品種と中身が不一致であった1件の袋詰精米については、広域業者であったため、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-9-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	160件	158件	2件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物(生鮮食品)については、食品表示法(品質事項)に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店(スーパーマーケット、デパート等)及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果 (表 2-9-6)

40件中1件は「黒毛和種である可能性は極めて低い」という判定結果であった。この1件は、健康安全研究センター食品監視第一課で調査を実施した。

表 2-9-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	40件	39件	1件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

食品表示法(品質事項)に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆加工品 40 検体、とうもろこし加工品 40 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

「JAS分析試験ハンドブック 遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル」※₁や、「食品表示基準について別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に準拠し、定性分析や定量分析を行った。

※₁ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果 (表 2-9-7、表 2-9-8)

(1) 分析対象の 80 検体のうち、とうもろこし加工品 1 検体及び大豆加工品 15 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

(2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 16 検体について、分別生産流通管理(IPハンドリング)※₂の実施状況を確認したところ、9 検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はなかった。なお、7 検体については、指導権限を有する関係機関に情報提供を行った。

※₂ 分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること(その旨が書類により証明されたものに限る。)をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が5%以下の場合、IPハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入

として、食品表示法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-9-7

(令和2年度)

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%未満 検出	5%以上 検出	検査不能 [※]
とうもろこし 加工品	スナック菓子	9	5	1	-	3
	スイートコーン	18	18	-	-	-
	コーンスープ	10	9	-	-	1
	ポップコーン	2	2	-	-	-
	その他のとうもろこし加工品	1	1	-	-	-
合計		40	35	1	0	4

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

表 2-9-8

(令和2年度)

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出 ^{※1}	検査不能 ^{※2}
大豆 加工品	豆腐	12	8	4	-
	豆乳類	6	3	3	-
	大豆水煮	1	1	-	-
	きな粉	6	5	1	-
	凍豆腐	2	-	2	-
	その他の大豆加工品	13	8	5	-
合計		40	25	15	0

※1 「食品表示基準について 別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づき定性分析のみ実施

※2 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能だった検体

第4 健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づく表示の適正化

国民の健康の保持及び増進に資するため、食品表示法（保健事項）に基づく食品表示基準、健康増進法に基づく特別用途食品制度及び誇大表示の禁止の規定がある。

食品表示基準では、一般の消費者に販売される加工食品等について、栄養成分表示が義務付けられている（一部省略規定あり）。また、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従い、その栄養成分の機能を表示している「栄養機能食品」、食品の安全性と機能性に関する科学的根拠を、販売前に消費者庁長官に届け出ることにより、事業者の責任において表示することができる「機能性表示食品」についても規定されている。

特別用途食品制度は、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、健康増進法に定められている。特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も、特別用途食品に含まれる。なお、食品表示基準においては、栄養機能食品、機能性表示食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発、相談指導、監視指導等により、表示の適正化を図っている（下記の実績は全て食品監視課及び都保健所における実施件数であり、区部、八王子市及び町田市は含まない。）。

1 普及啓発・相談指導等

特別用途食品、栄養成分表示及び健康の保持増進効果に関する誇大表示の禁止に関して、パンフレット「栄養成分表示ハンドブック」等を作成するとともに、講習会開催により普及啓発を行っている。

また、表示適正化のために事業者からの表示方法等に関する相談指導を行っている。

令和2年度の講習会の参加人数は4,453人、相談件数は970件であった。

2 監視指導

保健所では、販売施設等において、健康増進法及び食品表示法（保健事項）に基づき食品の容器包装等の表示及び広告の監視指導を行っている。

令和2年度の立入指導施設数は227軒、不適正表示指導件数は51件であった。

3 収去検査

表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品を収去し、栄養成分及び表示内容について検査を行い、不適正な食品については指導等の対応を行っている。

(1) 対象品目

特別用途食品（特定保健用食品を含む。）及び栄養表示食品（栄養機能食品及び機能性表示食品を含む。）

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の販売施設等

(3) 検査項目

ア 表示内容検査
イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所
イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-9-9のとおりであった。31品目について検査を行ったところ、不適正な表示（要調査及び不適正疑いを含む。）が認められたのは、表示内容検査で2品目、栄養成分検査で2品目であった。

表2-9-9 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（令和2年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正 [※]		
			合 計	表示内容	栄養成分 分析結果
特別用途食品	3	3	0	-	-
栄養表示食品	28	24	4	2	2

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第10節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証を受けようとする食品関係業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、東京都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

なお、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、令和3年5月末をもって新規認証及び更新手続を終了としている。

第2 令和2年度の主な取組

(1) 食品業者への認証制度活用支援

ア 認証制度を活用した衛生水準の点検確認と技術的助言を実施した。（自主的衛生管理向上実地講習 260 施設）

イ 認証制度を活用した衛生管理マニュアルの作成を支援するセミナーを実施した。（全6回）

(2) 認証施設の公表（表2-10）

指定審査事業者から新たに報告のあった113施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。

令和2年度末の公表施設は1,135施設となった。

表2-10 (令和2年度末)

認証区分	認証施設数
給食	131
調理	724
製造	173
加工	46
販売	40
冰雪販売	1
魚介類せり売	20
合計	1,135

(3) 認証取得施設へ支援

認証施設の更なるスキル向上を図るためのフォローアップ講習会、認証施設が抱える個々の課題等に対する個別指導を実施した。

(4) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保するため、「指定審査事業者監査実施要領」に基づき適切な指導等を実施した。

第11節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、①事業者責任を基礎とする安全確保、②最新の科学的知見に基づく安全確保、③都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

東京都内に事業拠点を有する食品関係事業者（特定事業者）が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれにより自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により東京都知事への報告を義務付けるものである。

また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

第2 令和2年度の自主回収情報の公表

令和2年4月から令和3年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において77件の自主回収情報の公表を行った（表2-11）。

表2-11 自主回収情報の内訳

（令和2年4月～令和3年3月）

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	77	4	24	18	9	22
魚介類	7	1	3	-	2	1
冷凍食品	0	-	-	-	-	-
肉・卵類	3	-	-	2	1	-
乳類	3	-	1	-	-	2
農産物	12	2	2	-	1	7
菓子類	31	-	10	10	4	7
飲料	4	-	1	-	1	2
器具類	0	-	-	-	-	-
その他※	17	1	7	6	-	3

※ 弁当、調味料など

第12節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を確保するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-1 (令和2年度)

内容	相談件数		合計
	電話	窓口	
営業許可	13,215	14,335	27,550
表示	2,559	1,064	3,623
規格・基準	856	508	1,364
食中毒	4,063	876	4,939
残留農薬	376	157	533
輸入食品	408	128	536
添加物	365	173	538
新規開発食品	28	13	41
食用の可・不可に関する疑義	877	429	1,306
マスコミ報道に関する事項	956	258	1,214
その他 ^注	8,958	8,109	17,067
合計	32,661	26,050	58,711

注「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者
 - ・調理師免許・製菓衛生師免許
 - ・HACCPに関する問合せ
 - ・新型コロナウイルス対応について
- 等

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体^注：都保健所、市場衛生検査所

表 2-12-2 (令和2年度)

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	0	0
食品衛生街頭相談等	2	160
合計	2	160

注 本年は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、多くの事業が中止となった。

第3 情報誌及びその他の普及啓発資料等の製作、発行

実施主体：食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

表 2-12-3

(令和2年度)

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	19	210,000
臨時出店について (リーフレット)	1	2,000
移動・行商関係営業許可申請の手引 (リーフレット)	1	2,000
移動型臨時営業について (リーフレット)	1	2,000
短期固定型臨時営業について (リーフレット)	1	2,000
屋外に客席を設置して営業を始められる皆さんへ (リーフレット)	1	2,000
大切です！食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編(パンフレット)	1	6,000
栄養成分表示ハンドブック(パンフレット)	1	5,000
飲食店の皆さま 食物アレルギー対策に取り組みましょう (リーフレット)	1	50,000
HACCP に沿った衛生管理 (リーフレット)	1	35,000
営業届出制度 (食品衛生法概要) (リーフレット)	1	40,000
新たな営業許可制度 (業種・管理基準) (リーフレット)	1	40,000
食品の虚偽誇大表示の禁止 (リーフレット)	1	6,000
HACCP の考え方を取り入れた菓子製造業における衛生管理計画作成の手引書	1	3,500
HACCP の考え方を取り入れたパン類の製造における食品衛生管理の手引書	1	1,500
手洗い推進ステッカー (英語併記版)	1	4,000
手洗い推進ステッカー (手形)	1	4,000
食中毒予防クリアファイル (いざ手洗い)	1	1,000
ノロウイルス食中毒予防リーフレット (都民向け)	1	2,000
ノロウイルス食中毒予防リーフレット (事業者向け)	1	2,000
情報誌等 (都保健所)	40	128,322
情報誌等 (健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所)	11	17,000
合計	70	355,322

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

表 2-12-4

(令和2年度)

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	1	85	2	3	3	88	
営業者	合計	108	3,606	159	4,437	267	8,043	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	-	-	-	-	-	-
		業種・業態別	-	-	9	742	9	742
		集団給食	8	560	-	-	8	560
		責任者	5	228	-	-	5	228
		その他	-	-	-	-	-	-
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	22	512	-	-	22	512
		業種・業態別	2	20	22	152	24	172
		集団給食	20	356	-	-	20	356
		責任者	4	118	-	-	4	118
その他		31	764	25	329	56	1,093	
その他 ^{注3}		16	1,048	103	3,214	119	4,262	

注1 2時間講習 食品衛生責任者対象
 注2 1時間講習 食品衛生責任者対象
 注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等
 注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

2 その他の講習会等

(1) 輸入食品関係事業者衛生講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係営業者を対象とした「輸入食品関係事業者衛生講習会」を年1回開催し、営業者の自主管理について一層の推進を図っている。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンライン形式により講習会を開催した。

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、動画配信により実施した。

日時 令和2年12月7日から同年12月28日まで

形式 動画配信

申込人数 612名

内容 ・法令解説

・講演「健康食品の広告・表示規制の現状と今後」

第5 食の安全都民フォーラム

1 食の安全都民フォーラム（シンポジウム型）

食の安全に関する様々な問題について、都民、事業者、行政等が正しい情報を共有し、理解を深めることにより、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し、シンポジウム形式で意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を開催している。

令和2年度は、「活かそう！食品表示」をテーマとして動画配信により実施した（視聴回数2213回）。

2 食の安全調査隊

参加者の主体的な取組を通じたリスクコミュニケーションの充実に向け、平成19年度から、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、施設見学やメンバー間のディスカッション等のグループ活動を実施している。

令和2年度は、小学生を対象とした「食の安全こども調査隊」として、食中毒予防に関する学習資材を用いた自宅学習形式で実施した（小学生50名が参加）。

3 食の安全都民講座

食品安全に係るリスクコミュニケーションの一層の充実に向け、平成27年度から、少人数での講義やグループワーク等を行う「食の安全都民講座」を開催している。

表 2-12-5 令和2年度 食の安全都民講座開催状況

	開催日	テーマ	形式	人数・視聴回数
第1回	7月1日から 8月31日まで	「低温調理」の安全性を科学する	講義動画及び実験動画をウェブ配信	・講義動画 4,597回 ・実験動画 5,389回
第2回	10月20日	学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会	講義	209人
第3回	3月1日から 3月31日まで	あなたの知らないアニサキス食中毒	講義動画をウェブ配信	1,144回

第6 その他の都民向けセミナー

健康安全研究センターでは、毎年夏休みに小学生を対象とした「夏休み子供セミナー」を開催し、健康と安全に関する体験学習の場を提供している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止した。

第7 インターネットによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、食品監視課、健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）、保健所等において、食品安全情報サイト「食品衛生の窓」をはじめとするインターネットでの情報提供を行っている。

1 食品監視課のホームページ

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。令和元年度の閲覧件数は、延べ461万件であった。

令和2年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食

品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品の違反及び苦情、都内流通食品の放射性物質検査結果等）、食品衛生自主管理認証制度、食品の自主回収情報等である。

2 健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）のホームページ

健康安全研究センター（食品医薬品情報担当）では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。主な掲載内容は、食品安全情報評価委員会、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、食品安全FAQ、健康食品ナビ及び印刷物関係等である。令和2年度は、健康食品の試買調査結果、食品安全情報評価委員会で評価検討された安全情報等及び最新の食品衛生情報を随時ホームページに掲載するとともに、ホームページコンテンツ「磨け！選択眼～健康食品を適正に利用するためのヒントを紹介した若年層向けサイト～」を新設した。

令和2年度の閲覧件数は、延べ446万件であった。

3 保健所等のホームページ

令和元年度は6保健所、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は延べ397万件であった。

4 メールマガジン

平成16年度から月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページの新着情報等を紹介している。令和3年3月末の読者数は5,655人であった。

第13節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の取扱状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号で「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日環発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知で既存の

通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日で廃止し、新たに実施要領を定め、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が令和2年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-13-1のとおりである。

表2-13-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(令和2年度)

		合計		ベビーライマ豆		バター豆		ラージライマ豆		
		袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	
令和元年度総計		18,080	545.7	5,023	156.7	13,057	389.0	-	-	
令和2年度総計		17,841	536.0	1,534	46.0	16,307	490.0	-	-	
内 訳	令和2年	4月	1,776	53.3	150	4.5	1,626	48.8	-	-
		5月	1,240	37.2	100	3.0	1,140	34.2	-	-
		6月	1,210	36.3	40	1.2	1,170	35.1	-	-
		7月	1,540	46.2	140	4.2	1,400	42.0	-	-
		8月	1,590	47.7	110	3.3	1,480	44.4	-	-
		9月	2,114	63.4	40	1.2	2,074	62.2	-	-
		10月	1,543	46.3	247	7.4	1,296	38.9	-	-
		11月	1,442	43.3	262	7.9	1,180	35.4	-	-
		12月	1,619	48.6	152	4.5	1,467	44.1	-	-
	令和3年	1月	1,056	31.7	-	-	1,056	31.7	-	-
		2月	1,098	32.9	90	2.7	1,008	30.2	-	-
		3月	1,613	49.1	203	6.1	1,410	43.0	-	-

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表 2-13-2 及び表 2-13-3 に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表 2-13-2 月別の利用学校数及び利用人数 (令和2年度)

		令和2年										令和3年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中学校	学校数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	利用人数	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	
高等学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
養護学校等	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	学校数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
	利用人数	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33	

2 食事提供施設及び弁当調製所

表 2-13-3 月別の利用学校数及び利用人数 (令和2年度)

		令和2年										令和3年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	134	-	-	-	134
中学校	学校数	2	-	-	-	1	1	-	4	2	1	-	1	12	
	利用人数	320	-	-	-	171	25	-	645	293	230	-	341	2,025	
高等学校	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	3	7	
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	-	583	-	-	480	1,063	
養護学校等	学校数	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
	利用人数	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	12	
合計	学校数	2	-	-	-	1	1	-	5	7	1	-	4	21	
	利用人数	320	-	-	-	171	25	-	657	1,010	230	-	821	3,234	